

令和8年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和8年3月17日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	3月17日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1 番	武 藤 くるみ	2 番	多 田 陽 子
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	山 岸 美登利	6 番	飯 田 雅 広
	7 番	板 倉 浩 幸	8 番	水 野 智 見
	9 番	三 浦 知 将	10 番	吉 田 正 昭
	11 番	富 田 さとみ	12 番	伊 藤 俊 一
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	加藤 正人
	政 策 推 進 室	室 長	小島 昌己	ふるさと 振興課長	浅井 修
		政策推進 課 長	丹羽 修治		
	総 務 部	部 長	鈴木 孝治	安心安全 課 長	森 実央
		税務課長	服部 幸太		
	民 生 部	部 長	不破 生美	住民課長	戸 谷 政 司
		健康推進 課 長	後藤 雅幸	こども 家庭課長	小澤 有加
		介護福祉 課 長	松井智恵子	こども 福祉課長	飯田 陽亮
		保険医療 課 長	山田 尚徳		
	産 業 建 設 部	部 長	肥尾建一郎	次 長 兼 まちづ くり推 進課 長	福谷 光芳
		土木農政 課 長	東方 俊樹	環境課長	太田 圭介
	会計管理部	会計管理 者兼会計 管理室長	鈴木 敬		
	上下水道部	部 長	伊藤 和光	次 長 兼 水道課長	石原 己樹
		下 水 道 課 長	北條 寿文		
	消 防 本 部	消 防 長	竹内 豊	消防署長	山田 悌司
		総務課長	三谷 克利		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服部 英生	教 育 部 次 長	舘林 久美
		図書館長	寺本 章人	生涯学習 課 長	佐々木淑江
		教育課長	兼岩 英樹	給食セン ター所長	古賀慎一郎

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	萩野 み代	書 記	荒木 慎介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 追加日程第1 議案第16号の訂正について
- 日程第2 議案第16号 令和8年度蟹江町一般会計予算
- 日程第3 議案第17号 令和8年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第4 議案第18号 令和8年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第5 議案第19号 令和8年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第6 議案第20号 令和8年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第7 議案第21号 令和8年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第8 議案第22号 令和8年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第9 議案第23号 令和8年度蟹江町下水道事業会計予算

○議長 伊藤俊一君

皆さんおはようございます。

令和8年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に議事日程及び議会運営委員会報告書が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いをいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いをしたいと思います。

議会運営委員長、安藤洋一君、お願いをいたします。

○議会運営委員長 安藤洋一君

ただいまから議会運営委員会を開催いたしますので、協議会室へお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

それでは本会議を暫時休憩といたします。

(午前9時01分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時11分)

○議長 伊藤俊一君

ここでする3月12日に開催されました議会運営委員会、並びにただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さんおはようございます。安藤です。

それでは早速、去る3月12日木曜日に開催されました第2回の議会運営委員会について報告をいたします。

1、意見書の取扱いについて。

これは今定例会中に取り扱うべき意見書案のついた陳情はありませんでした。これを確認

いたしました。

2、令和8年第2回6月定例会の日程について。

これは別添の資料をご覧ください。日にち、会議の順に読み上げてまいります。

5月22日金曜日、議会運営委員会を開催いたします。6月に入りまして、2日火曜日が議会開会であります。終了の後、全員協議会を開催いたします。3日水曜日、2日に終了しなかった場合の予備日となっております。9日火曜日、各常任委員会の開催の予定であります。16日火曜日、一般質問を行います。17日水曜日、一般質問が終了しなかった場合の予備日となっております。23日火曜日が議会閉会となっております。全て審議終了の後、閉会となっております。

日程については以上であります。

3、追加議案について。

(1) 議案第24号「小学校（5校）体育館空調機設置工事請負契約の締結について」。最終日の冒頭で議案上程された後、精読とし、追加日程により、審議、採決をすることといたしました。

(2) 議案第25号「令和8年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」。最終日令和8年度当初予算可決の上、追加日程により議案上程された後、暫時休憩として直ちに全員協議会を開催し、内容に関する説明を受けます。その後、本会議を再開して審議、採決することといたしました。

4、税制改正に伴う町税条例の一部改正について。

今回の税制改正に伴う町税条例の一部改正については、議会を招集する時間的余裕がないと判断をし、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分することといたしました。

5、その他。

(1) 6月議会議案説明会について。

日時、令和8年5月18日月曜日、時間が午後2時からとなっておりますので、時間をお間違いないようお願いいたします。場所は3階協議会室となっております。

(2) 議員総会の開催について。

定例会最終日の本会議終了後に開催をし、代表質問、一般質問の通告書及び参考資料提出時の注意事項について再度周知をいたします。

第2回の議会運営委員会の報告は以上になります。

続きまして、先ほど開催されました第3回議会運営委員会について報告をいたします。なお、これは口頭報告となります。書面による報告はありませんので、よろしくお願いいたします。

1、議案の訂正について。

議案第16号「令和8年度蟹江町一般会計予算」の訂正について理事者から申出がありまし

た。ついては、「議案第16号の訂正について」を本日冒頭の日程に追加することといたしました。

なお、それに伴い、本日予定されていた議事日程をそれぞれ繰り下げることにいたしました。

報告は以上となります。

(13番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

どうもありがとうございました。

ここで本日の議事日程についてですが、ただいまの議会運営委員長の報告にありましたが、去る3月3日に町長から提出された議案第16号「令和8年度蟹江町一般会計予算」について、訂正したい旨の申出がありました。

この際、「議案第16号の訂正について」をお手元に配付の議事日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よってこの際「議案第16号の訂正について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第1「議案第16号の訂正について」を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それではお願いいたします。

議案第16号につきまして、おわびと訂正を申し上げます。

3月3日に提出しました議案第16号「令和8年度蟹江町一般会計予算」の一部に誤りがあることが判明いたしました。議員の皆様をはじめ、関係各位に多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

それでは訂正箇所を申し上げます。予算書の2ページをお願いいたします。

11款地方交付税、右側2か所でございますが、金額が15億3,100万円とありますが、正しくは14億8,100万円でございます。

3ページをお願いいたします。

19款繰入金、右側3行のうち一番上の行に9億8,060万4,000円とありますが、正しくは10億3,060万4,000円でございます。3行のうち一番下の行に9億6,845万3,000円とありますが、正しくは10億1,845万3,000円でございます。

9ページをお願いいたします。

11款地方交付税、本年度予算額の欄が15億3,100万円とありますが、正しくは14億8,100万

円、比較の欄が6,500万円とありますが、正しくは1,500万円でございます。

19款繰入金、本年度予算額の欄が9億8,060万4,000円とありますが、正しくは10億3,060万4,000円、比較の欄が8,800万円とありますが、正しくは1億3,800万円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

10款公債費、右側の本年度予算額の財源内訳、特定財源、その他の欄が1億円とありますが、正しくは1億5,000万円、一般財源の欄が8億5,391万9,000円とありますが、正しくは8億391万9,000円でございます。

歳出合計でございます。

右側の本年度予算額の財源内訳、特定財源、その他の欄が8億1,507万4,000円とありますが、正しくは8億6,507万4,000円、一般財源の欄が97億2,565万8,000円とありますが、正しくは96億7,565万8,000円でございます。

262ページをお願いいたします。

10款公債費でございます。本年度予算額の財源内訳、特定財源の欄、4行とも1億円とありますが、正しくは1億5,000万円でございます。一般財源の欄、4行のうち上の2行、8億5,391万9,000円とありますが、正しくは8億391万9,000円でございます。下の2行、8億1,779万9,000円とありますが、正しくは7億6,779万9,000円でございます。

訂正箇所につきましては以上でございます。

今後はこのような事態を繰り返さないよう、事務手続の確認体制を徹底し、再発防止に努めてまいる所存でございます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長 伊藤俊一君

訂正理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第16号の訂正について」を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、「議案第16号の訂正について」を許可することに決定をいたしました。

これより予算案の審議に入ります。

議題に入ります前に、議長から皆様をお願いをいたします。

質疑をされるときは、まずページ数と科目を言ってからお願いをいたします。また、質疑及び答弁は努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第2 議案第16号「令和8年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出ともに総括についての質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

それでは、総括で歳入歳出全体についてお伺いをしたいと思います。

代表質問でも、町長に対して今回、過去最大の当初予算で1.9%の増ということで、要因として何かというご質問をさせていただきました。

答弁としては、人件費また小学校のエアコン設置等の建設費が増加をしているという答弁でしたけれども、改めて今回厳しい予算づくりをしたと思います。

その中で、今回の令和8年度の予算について、構成について副町長からの初日に説明はありましたけれども、もう少し絞ってお願いしたいと思います。

○総務部長 鈴木孝治君

それではご質問のありました、令和8年度一般会計予算の総括についてお答えいたします。

予算編成に当たりましては、財源の確保に注力するとともに、限られた財源を最大限に有効活用するため、事務事業の見直しやより実効性の高い事業に予算を重点配分いたしました。

一般会計予算の総額は140億6,349万7,000円となり、対前年度比伸び率こそ鈍化したものの、当初予算としては過去最大の予算規模となっており、令和5年度以降4年連続で過去最大の当初予算額を計上しております。

増額の主な要因としましては、人件費の上昇や長引く物価高騰の影響が予算規模を押し上げているところでございます。

それでは、令和8年度予算書の2ページのほうをお願いいたします。

総務部からは歳入についてご説明いたします。

1款町税は60億1,684万9,000円、前年度比3.2%増で過去最大でございます。町民税は給与所得増や好調な企業業績を踏まえ5.2%増の27億7,733万2,000円で、こちらも過去最大の額を計上しました。また、固定資産税も土地家屋償却資産の全てで増収を見込み、1.8%増の24億9,521万円で過去最大の額を計上しました。

次に、4款配当割交付金は6,100万円、前年度比15.1%増、5款株式等譲渡所得割交付金は6,800万円、前年度比44.7%増となっており、これは株式投資の増加に伴うものと考えられます。10款地方特例交付金は6,800万1,000円、前年度比63.5%増となっており、これはガソリン税の当分の間税率、いわゆる暫定税率の廃止や環境性能割の廃止に伴う減収補てん特例交付金が増額の主な要因です。

3ページのほうをお願いいたします。

15款国庫支出金は18億9,007万1,000円、前年度比4.2%増で、新たに地域未来交付金などが追加されております。16款県支出金は10億2,983万円、前年度比12.2%増で、新たに公立

学校給食費補助金などが追加されております。19款繰入金は10億3,060万4,000円、前年度比15.5%増でございます。これは歳入不足を補うため、財政調整基金から6億円を取り崩すのはじめ、各特定目的基金を取り崩して繰り入れるものでございます。なお、財政調整基金の令和8年度末残高は6.2億円あまりとなる見込みでございます。

22款町債は32.4%減の6億390万円でございます。なお、令和8年度末の町債残高は95.5億円になる見込みでございます。

歳入に関する総括については以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

まず、歳入について最初にお伺いしたんですけれども、町民税も固定資産税も過去最大の予算化で、毎年毎年過去最大って確かに言っているんですよね。140億円ということで過去最大で、財政調整基金について6億円入れました。トータル的に見込額で6億2,000万円となる予定ですということなんですけれども、これが実際に10億円ぐらい、当初、一般会計の総額の1割程度は持ちたいなという話でしたんですけれども、それが今現在6億円も投入して、最終的に6億2,000万円ということで、その辺をどう最終的に歳入減を補った形をとったと思うんですけれども、その辺そういう意味では、例年になく厳しい予算づくりをしたかなと思います。

その辺財調についてもうちちょっと言っておきたいことあったら、副町長でもよろしいのでお聞きしたいと思います。

では、今、歳入についてお伺いしたんですけれども、歳出についてそれぞれの部局のほうから、今回の令和8年度の予算に対して重きを置いた予算をどこに置いておきながら予算配分をもらって、予算づくりをしたのか。それぞれといっても民生、産業建設部から教育また政策推進でお聞きをしたいと思うんですけれどもお願いいたします。

○副町長 加藤正人君

それではまず財政調整基金について、先ほど私にお尋ねがありましたのでお答えをしたいと思います。

財政調整基金、今回は6億円程度繰入れを見込んだ当初予算を組んでおります。当初予算での見込みとしては、ほぼ前年度並みなのかなというふうに思っております。

先日、令和7年度の補正予算でご説明をしましたけれども、令和7年度につきまして、交付税の少し予想より配分が伸びたというようなこともあって、令和7年度につきましては、当初の予算よりも財政調整基金、繰入れを取りやめて戻すということができるような状況で、そこが実際の発射台になって、そこから6億円のを来年度取りつく予定をしております。

ただ、実際のところ最終的にどれくらい本当に必要になってくるかというのは、その年度の収入とそれから支出の状況にも関わってきますので、今、令和8年度末の最後の姿というのは予断することはできないというふうに思っておりますけれども、先ほど議員からもご指

摘ありますように、財政調整基金の規模、標準財政規模の1割から2割、予算規模からすると1割程度というのがやはり適正だというふうに言われておりまして、そのところは何とか維持していくようなことを、それは毎年度毎年度考えていきたいというふうに思っております。

そのほか、今回令和7年度の最終の補正予算のところでは、他の目的基金についても若干ですけれども回復させることができたので、そういったものをまた令和8年度は事業に有効に活用していきたいというふうに思っているところでございます。

基金については以上でございます。

○民生部長 不破生美君

おはようございます。よろしくお願いいたします。

では、民生部のほうから、民生部が重きを置きました事業のほうをお話しさせていただきたいと思います。

まず、一般会計予算のうち約48%、民生部の予算が占めてございます。こちらは総務費から民生費、衛生費、教育費と多くのところの費用にまたがっておるものでございます。

その中で今年度、3年間の準備期間を経まして、重層的支援体制整備事業というものを本格的に実施をさせていただきたいと思っております。

その中で関連事業予算が、各制度の従来の事業と新たに取り組む事業を合わせましてトータルで約1億5,500万円程度となっております。

事業内容につきましては、今回の議会のほうで全員協議会はじめ一般質問などでご説明させていただいたとおりでございますけれども、従来の支援に加えまして、今まで制度のはざままで枠組みの中ではなかなか支援が届けられなかった部分につきまして、支援が届けられればと思っております。

また、子ども子育て支援関係でございますけれども、来年度から実施させていただきます子ども誰でも通園制度の事業開始、またICTの機器を全ての保育所へ導入するということで、保護者の方の負担の軽減、それから保育士不足などを補うために保育士の負担を軽減させていただきたいと思っております。

また、蟹江保育所の乳児専門化のために保育所の改修工事を実施させていただきまして、乳児の保育需要に役立てていきたいと思っております。

現状の事業の総見直しを、令和8年度予算を組むに当たりまして見直しをさせていただきました。その中で一定の効果を上げたのではないかとと思われる事業につきましては、縮小、廃止などを検討させていただき、令和8年度の予算の予算組みに取組をさせていただきました。

しかし昨年度比3億2,300万円程度増額となっております。だからといってこのまま執行というわけではなくて、適正な事業運営とそれから予算執行に努めてまいりたいと思いま

す。

民生部からは以上でございます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、産業建設部の歳出についてご説明をさせていただきます。

まずは、令和7年度より産業建設部のほうに環境課が移管をされております。環境課関係の予算としましては、予算書としましては128ページ以降の4款衛生費になりますが、令和7年度に舟入斎苑の改修工事を実施しておりまして、改修予算としましては約3億9,000万円を執行していることもありまして、令和8年度の環境課関連の予算の積み上げとしましては、前年度比より約40%減の約5億9,000万円と例年どおりの経常的な予算となったのかなと考えております。

続きまして、次に予算書で言いますと168ページ以降の土木費になります。

昨年度は骨格予算ということもございまして、令和8年度予算としましては、前年度比約45%増のほうになります約16億2,900万円を予定をしております。

主な事業としましては、予算書で言いますと173ページの中段あたり、土木農政課が所管をいたしますJR蟹江駅自転車駐車場等整備事業のうち、大辻跨線橋撤去工事の委託料になります。JRへの委託料としまして約2億1,200万円を予定をしております。

次に、予算書の183ページをお願いします。この183ページの下段になります、まちづくり推進課が所管をします土地区画整理整備事業費になります。

富吉南地区の土地区画整理組合が今月末に県より設立の認可をいただくことになっております。これでいよいよ本格的に区画整理事業の着手をしまいらいますので、その支援としまして令和8年度は組合補助金として約4,400万円ほどを予定をしております。

また、都市計画道路南駅前線関係で、予算書では185ページの中段あたりになります。

令和8年度の事業としましては、JR蟹江駅南側の駅前広場部分の用地を全て取得する予定をしております。これによって令和8年度予算としましては、過年度の用地取得の買戻しも含めまして、関係予算として約2億1,400万円ほど予定をしております。

主な事業としましては以上でございます。

○教育部次長 舘林久美君

それでは、教育部の予算についてご説明をさせていただきます。

本年度予算書の10ページをご覧くださいますと、9款の教育費の部分につきましては前年度対比約マイナス15%ほどになっております。これは令和7年12月補正におきまして、小学校体育館の空調設置工事を前倒しで予算計上をさせていただきました結果となっております。その分を加えますと、前年度対比約7%ぐらいの増加になっております。

それでは、小学校体育館空調設備の工事以外のところで、教育部の主な予算事業についてご説明をさせていただきます。

まず、教育課についてでございます。

先週の質問にもございましたけれども、学習用端末の入替えをさせていただきます。こちらは、第1次GIGAスクール構想のほうでみえてきました問題点、課題点などをクリアするように、今準備を進めております。さらに、さらなる活用を求めるために、教職員用の研修会を新設をさせていただきますして、教職員のスキルアップに努めさせていただきます。

また、これまで教職員の負担となっておりました学校に設置されております空調設備の保守点検を、新たに業務委託することで職員の働き方にも努めたいと思っております。

アジア大会が今年度開催されておりますので、各学校なんですけれども、フレンドシップ事業というところで、学校の取組、希望制とはなるんですけれども、希望があればこちらの事業を進めてまいります。

また、令和7年度に続きまして、算数セットを予算計上させていただきますので、これで子供たち及び保護者の負担軽減に努めさせていただきます。

続きまして、給食センターになります。

こちらもお話をさせていただいておりますけれども、給食費の1食費単価の見直しをさせていただいておりますので、賄材料費の増額が出ております。また、小学校の給食費の無償化につきましては、今後、国や県の情報を得ながら適切に進めてまいりたいと思います。

給食センターも老朽化がちょっと進んでおりますので、施設及び備品の更新に努めてまいります。

続きまして、生涯学習課につきましては、休日の部活動地域展開をさらに努めるために、講師謝礼及び委託料金が増額となっております。また、蟹江町の体育館の空調設置、天井及び外壁の改修などに伴う工事の設計の委託料を計上をさせていただきます。これを行うことで、利用者の皆様の安全、避難所強化につながると考えております。

最後に図書館でございます。

こちら27年と経過しておりますので、今年度につきましてはエレベーターの改修工事、さらには次年度以降に向けて屋上トップライトの改修などの設計業務に着手し、利用者の皆様が安心して来館できるように努めてまいりたいと思います。

今申し上げましたのが、主な内容となります。

各課それぞれこれまでの事業に加えて、今申し上げた事業を適切に進めてまいります。

以上でございます。

○政策推進室長 小島昌己君

それでは、政策推進室としましてお答えいたします。

政策推進室といたしましては、町長が施政方針の中で幾つかの事業をお示しされており、どれも重要な施策と捉えておりますが、まず1つには、政策推進課が所管する第3次男女共同参画プラン策定事業についてでございます。

町長が代表質問のご答弁で既に触れられておられたかと存じますが、蟹江町が最初に男女共同参画プランを策定いたしましたのは平成29年の3月でございました。それから10数年を経た現在では、男女とも働き方の形態が徐々に変化し、さらには女性の社会進出が推進していく中で、男女を超えた多様性の考え方も広く認知されるように変化していると捉えております。

今回、第3次男女共同参画プランを策定させていただくに当たりましては、多くの方に幅広い意見が取り入れられ、今後の蟹江町の各種事業にも効果的に反映されるプランが策定されるよう注力していかねばならないと考えております。

もう一つは、ふるさと振興課が所管いたしますお散歩バス更新事業と実証実験事業についてでございます。

マイクロバス更新購入につきましては、昨今の社会情勢の緊張感や自動車メーカーの販売形態の著しい変化により、車両自体の調達が困難を極めている状態の中、迅速な購入手続を行えるよう準備をし、予算要望させていただいております。

また、議員の皆様からは、所管事務調査や特別な勉強チームでの調査を重ねられ、町のお散歩バス事業へのご提言をいただきました。そのご提言を基に実証実験に必要な車両を購入し、既存のコースのほかに短時間周回コースの運行を行うご提案をさせていただくこととなりました。

担当部署といたしましては、より多くの皆様に安心安全にご利用いただき、快適な暮らしの一助となる運行ができるよう効果検証を行い、効率的な運行の実現を目指していきたいと考えております。

政策推進室といたしまして、2つの事業を取上げさせていただきましたが、今議会の全員協議会でご報告いたしましたとおり、第5次蟹江町総合計画後期基本計画を策定させていただきました。この計画に基づきこれから進めてまいります事業に、より高い評価がいただけるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

それぞれの部局から、施政方針にも触れられた項目ですけれども、主に何に重点を置いたのかということで答弁をもらいました。

歳出のほうでもお聞きをしていきますけれども、民生について本当に毎年予算の半分近くを占めるんですね、実際の話。

その辺を含めて、拡大事業から新規事業も今回結構ありますよね。これ別に町が単独でやるわけじゃなくて、国の制度ということで、こども誰でも通園制度にしてもその形でやっていくと思います。

そういう制度を本当にうまく利用してもらって、町民が本当に子育てしやすいまちづくり、また高齢者も安心して住めるまちづくりにしてってほしいなと思います。

財政調整基金、財調については、交付金で後で戻ってくるという感じもあると思います。その辺を含めて、どのぐらいがベストかというのが何とも言えませんが、近隣の市町村で持ち過ぎている自治体もあるかなと思うんですけれども、比較するわけじゃないですけど、万が一のための基金ですので、その辺を災害が起きたときも含めて本当に足りるのかということは、やはり常に意識していかなければいけないかなと思います。

以上で、総括についてはお聞きをしました。またそれぞれ、歳入、歳出について聞いていきたいと思います。お願いいたします。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、12ページから29ページまでの質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

歳入はちょっと絞ってお聞きをしたいと思っています。

先ほど、総務のほうからも町民税について増えているということで、ちょっと気にしているのが町税、特に個人住民税の町民税でありますけれども、増収ということで前年度予算より増えています。

ここでちょっとお聞きしたいんですけれども、通常の所得税の基礎控除48万円から58万円になって、2年間の限定で最高95万円まで基礎控除増えたんですけれども、住民税については、税収が減に本当になるということで見送られているんですけれども、その中で、給与所得の控除のみ最低保障額が55万円から65万円になったんですけれども、また、190万円、これ介護のほうでも介護条例でもあったんですけれども、給与収入で190万円未満の方が適用されております。また、今年度26年度改正でもまだ増えると、当初65万円からまた74万円になるということは聞いています。

そこで、これによって蟹江町、多少なりとも影響があると思う中で、町民税の増収、多少給与が上がったということもなかにはあると思いますけれども、これについて見解をお願いいたします。

○税務課長 服部幸太君

では、今の板倉議員のほうから、住民税の税収についてのお尋ねがありましたので、その見解について述べさせていただきたいと思います。

まず、給与所得控除につきましては、今まで55万円だったものが65万円ということで10万

円増加したことによって、今までの収入の方であれば、10万円分所得が減となることで税収が減が見込まれる部分はあるんですけども、それ以上に扶養に入れる所得金額というものが10万円増えております。今まで扶養に入れる金額というのは103万円というふうに押さえていた方が、123万円までは扶養に入れるということになりまして、実際10万円減る以上に20万円収入が増えるということで、プラスとマイナスをしますとプラスの10万円所得が増えるというふうに見込んでおります。

また、特定親族特別控除もできた関係で、大学生年代のお子さんがアルバイト等での収入が増えても控除が受けられるということで、そこまで増やされる方も見込まれるということも含めまして、今回個人住民税については増を見込んでおります。

以上となります。

○7番 板倉浩幸君

トータルの給与所得控除が10万円増えるようなんだけど、今まで扶養の方が123万円まで課税されないから、もっと働いてその分増えるんじゃないかと予想しているということですね。

ちょっとそこがね。あと問題にもなっている子供の働き方も問題あって、基礎控除を上げてもっと働いてもらおうということで税収見込み。全体的に、確かに大手の企業なんかは給与もアップしていると思うんですけども、実際に蟹江町中小零細企業、個人事業も議員の中にもたくさんいますけれども、そこまで給与って上がっていないんですよ。

そんな中で町民税の税収アップは、基本の要の町民税ですので、税収アップ、本当にそれだけ入ってくれるような、多分毎年補正予算でちょこっとずつ上げているんですよ。そういうことを見ると、税収的にはそれだけ入ってくるということで組めるのかなと思います。

それでは、また来年また上がるような気配なので、その辺微妙で、あと基礎控除の改定も、今現状見送られてはいるんだけど、最終的に所得税と同じぐらいの基礎控除になったら、税額、本当大変ですよ。その辺、何か感想あったらお願いしたいのと、あと都市計画税があります。これ、昨年から導入をされて2年目になる予定です。

大体今年度の予算でも、4億504万円ということで、都市計画税上がっているんですけども、基本は、都市計画税導入のときに、決算のときにはっきり使い道を出しますということなんですけれども、町民の方から、この都市計画税本当に何に使われるんだって本当によく聞かれて、ちょっと答えづらい面も私もあって、この都市計画税、大まかに言うとまちづくりと下水になると思うんですけども、ちょっとその辺を配分というか、都市計画税についての予算づくりを説明できたらお願いします。

○総務部長 鈴木孝治君

ただいま2つご質問いただきました。

まず基礎控除が国税と同じようになったらどうなるかという感想ですが、恐らく地方の税

収がかなり減るので、何かしらの減収補填をしていただければいいんですが、そうでなければ今のようやり方で、国税と地方税の控除は分けて考えていただければと考えております。

都市計画税のほうですが、まず都市計画税の問題、こういったものかというところからお話しさせていただきますが、都市計画税とは道路、公園、下水道整備などの都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために市町村が課税する目的税です。

令和8年度予算の都市計画税の充当につきましては、まずは現年度事業に優先的に充当し、その余りを借入金の償還に充当することを予定しております。

主な事業名といたしましては、南駅前線整備事業や富吉南土地区画整理事業、下水道事業などを予定しております。

都市計画税は一般財源ですので、予算の段階ではどこに充当するということは記載されておりませんが、決算のときには主要成果のほうに充当先を記載する予定でございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

町税については、本当に国がどうしていくか何とも分かりませんが、大幅減少にならないように、部長言うように補填を何らかしてくれればいいと思いますけれども、ちょっと何とも言えない状況であると思います。

都市計画税については、当初導入のときにも、公園また道路の維持管理、また下水に使っていくが目的として都市計画税導入で、あと借入れの関係の償還も充てれるということで、その辺は結構大きいのかなと思います、土地区画整理事業として。

そういうことを含めて、また令和7年度の決算で使い道が、最終的に令和7年度が分かりますけれども、本当に決算もそうですけれども、予算でどんな配分をして、4億円本当に僕も反対しましたがけれども、4億円なかったら、その分一般会計としてもその分穴が開くということを見るとちょっとどうかなとは思いますが、適切に使って厳しい予算の中で配分をしていただきたいと思いますのでお願いいたします。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで会計管理者、住民課長、ふるさと振興課長、安心安全課長、政策推進課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前10時00分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時02分)

○議長 伊藤俊一君

歳出は、款別に質疑を受け、款別ごとに1人3回までといたします。

1款議会費、30ページから33ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、34ページから91ページまでの質疑を受けます。

○6番 飯田雅広君

6番 飯田です。

67ページのまち・ひと・しごと創生事業189万7,000円ですけれども、予算関係資料80ページ下段のところを見ますと、防災資機材ということで蓄電池・ソーラーパネル、令和8年度6台、指定避難所22か所に順次配備するとありますけれども、この蓄電池というのはポータブル電源ですか。このポータブル電源とソーラーパネルを置くということですが、どういった目的でどれぐらいのサイズのものを置く予定なのか教えてください。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、今ご質問いただきました、ポータブル蓄電池のことについてお答えさせていただきたいと思います。

今、各指定避難所には、リチウムイオンバッテリーが各1台ずつ設置されているところではあるんですけれども、その目的としましては非常用のライトとかの電源として確保しているものでございます。

それに加えて、今回ポータブル蓄電池、大体容量としてはそんなに大きなものではないんですけれども、960ワット相当のものを今予定しておりまして、それに加えてソーラーパネルを併せて設置することによって、非常時の電源確保にさらに少し機能をアップをさせていただきたいというところを考えているところでございます。

また、令和8年度につきましては6台を予定しておりまして、蟹江中学校はじめ6か所に予定をしておるんですけれども、順次今後につきましても整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

ライトの電源の確保というようなお話でしたけれども、例えば避難されてきた方の携帯電話を充電するですとか、夏ですと扇風機とかも使えたりするんですけれども、そういった避難されてきた方向けに使うというわけではないということですか。

○安心安全課長 森 実央君

一応電源として使えるものですので、想定としては今避難所に来た人というものももちろんあるんですけれども、避難所で使わないといけない電子機器であったりとかというものも恐ら

く出てくると思いますので、まずはそういったところのものの電源が確保できるような状況と、それに加えてもちろん電源ですので、住民の方が来られたときの充電用にも使うことは可能だとは考えておりますけれども、まずはその避難所で使える電子機器等の電源として今のところは考えているところでございます。

○6番 飯田雅広君

私もポータブル電源持っております、災害用で持っております。停電になったときにIHも動きますし、冬だったら電気毛布も動きます。スマホも充電できますので、難しいと思うんですけども、できればそのポータブル電源、それぞれのご家庭にあるといいなというふうに思いますので、難しいと思いますけれども、少し補助とかもあればいいなと思います。難しいと思いますが、ご答弁はいいですけれども、要望です。

○議長 伊藤俊一君

ほかにございませんか。

○5番 山岸美登利君

予算書65ページと関係資料のほうの先ほどの80ページもお聞きしますけれども、予算書65ページの蟹江町地域防災計画等修正委託料196万9,000円とあります。

昨年の9月議会のときに、災害時の多様な避難形態といたしまして、在宅避難、車中避難を前提とした質問もさせていただきました中に、地域防災計画の見直し、これらの反映ということでの質問させていただきました。

国のほうも防災基本計画等のお触れがあったと思いますけれども、これらのものが地域防災計画のほうに反映されているのか、ちょっと主な内容を、2月に防災会議を行うというご答弁もいただいていますので、それに伴ってどのような反映がなされたのかちょっとお聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

それでは今、山岸議員からご質問のありました地域防災計画の修正の件についてお答えをさせていただきますと思います。

今年度、令和7年度の蟹江町地域防災計画の修正につきましては、先月、令和8年2月5日に開催いたしました蟹江町防災会議において、修正のほうをさせていただきました。

その内容につきましては、今、山岸議員も言われましたが、国の防災基本計画の修正であるとか、内閣府が出しております避難情報ガイドラインや避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の改定、あと愛知県の地域防災計画の修正などの内容を踏まえて蟹江町の防災計画のほうも修正を実施したものでございます。

先ほど山岸議員が言われました車中避難のことであるとか、在宅避難に関する支援拠点の設置であるとか、情報提供等の支援に関する内容につきましても、今回の2月の修正のところで蟹江町の防災計画のほうも修正させていただいております。

それに加えて、トイレの確保であるとか、食事の質の確保、避難してくる方への支援に関する取組についてのところを、今回の防災計画の修正の中では主に蟹江町のほうも修正しているところがございます。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

ありがとうございます。

逐次こういう修正があるかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

もう1つ、関係資料の80ページにあります、先ほどご答弁の中にありましたけれども、携帯トイレ、今回指定避難所に22か所、600回分を追加ということでありました。ありがとうございます。

およそ1日5回、1人1日5回掛ける3日分というふうなことだと1人15回ぐらいの、最低備蓄ということをやっておりますけれども、今後、このトイレ処理剤の追加で備蓄をどんどん増やしていかれるのか、トイレ環境の充実は大変重要だと思いますけれども、ちょっと今後の見通しをお聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、ただいま山岸議員からご質問のありました、トイレ処理剤の購入の関係の今後についてお答えさせていただきたいと思います。

トイレ処理剤につきましては、大規模災害発生による断水に備え、災害時でも避難所の既設の便器等を利用可能とするだけではなくて、衛生的なトイレ環境を維持する災害備蓄用のトイレ処理剤という目的で購入をしているものでございまして、本格的に導入し始めているのは令和5年度から始めておりまして、来年度の予算で4年目になります。

今年度の3月末現在で、約9万回分ほどを全指定避難所の合計としては備蓄している状況でございます。

先ほど山岸議員から言われましたが、1人当たり1日約平均5回分トイレに行くよというところでございます、それに基づいて算定しますと、町の今指定避難所の一時避難収容者数というものが約1万2,300人ほどでございますので、それ掛ける5回掛ける3日分、約18万5,000回というのが目標になるのかなというところで、今備蓄を進めております。

なので、現状まだ町としての備蓄というのはなかなか目標までは達してはいないところでございますので、様々一般質問等でのご質問でもあるときにも答弁させていただいておるんですけれども、これは各在宅避難するときにもご家庭のトイレにおいても使用できるものでございますので、個人の方の備蓄についても併せて呼びかけしていきたいなというふうには考えております。

よろしくお願いいたします。

○9番 三浦知将君

9番 新政会 三浦です。

それでは、予算書の55ページお願いします。

国際交流事業についてなんですが、国際交流事業の12委託料、姉妹都市提携交流事業（中学生海外派遣交流事業）委託料ですね。こちらにつきまして、去年はマリオン市の派遣団受入れに対しての委託料だったんですけども、今回中学生海外派遣交流事業となっているんですが、内容が変わったのでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

昨年度はマリオン市からの派遣団の受入れということで、蟹江町のほうにマリオン市の中学生、高校生が来られて、蟹江町の日本の住宅のほうにホームステイしていただいたということで、この姉妹都市交流になりますので、1年置きに行く、受け入れる、行く、受け入れるというふうに交互にやらせていただいている事業となります。

ですので来年度は、蟹江町の中学生をマリオン市のほうに連れて派遣していきたいと思っております。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

では、今回は海外に行くほうだから、ちょっと去年と事業内容が違うということなんですが、これが1,250万円の予算がついているんですが、何人ぐらい派遣というか、中学生行く予定なんでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

生徒の人数なんですが、8名を予定しております。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

ありがとうございます。

8名で、およそ多分150万円ぐらいお一人かかると思いますので、多分、一般質問でもさせていただいたことはあると思うんですが、いろんな中学生にすごいいい事業だったよということを広めてもらえたらと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

2款ということで、総務費、先ほど政策からもあったお散歩バス、これについてちょっとお聞きをしていきたい。

予算書でいくと、ちょっとひっくるめて、まず49ページのマイクロバス購入費、公用車のマイクロバスも購入から18年ということで、あの黄色いバスですよ。その購入もありますので、また、53ページにお散歩バスの関係が出ております。

これについて、代表質問また一般質問でもお散歩バス、一般質問でも富田議員からの質問もありましたけれども、今回トータル的に、マイクロバス29人乗りのマイクロバスが3台と10人乗りのバスが1台ということで、実際にこの予算立てているんですけども、今現時点ではこの予算で、本当に今、車の調達が難しい現状が多々あります。

今年度中に本当に入ってくる入札を多分これからしていくんですよ。あと総務の公用車も含めて3台入札をしていくのか、ちょっとその辺も含めて、お散歩バスの現状を再度、答弁あったように、実証実験も来年の1月から3か月ということなんですけれども、実際それが3か月ぐらいで足りるのか。当初僕らも、半年ぐらいかなと思っていたんですよ。その辺、長いからいい結果が出るというわけじゃないんですけれども、今後のお散歩バス、また入札等も含めたスケジュール的な話をまずお願いいたします。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

では、ただいまご質問のありました経緯につきまして、お散歩バス所管しておりますふるさと振興課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

町の49ページのマイクロバスと、53ページお散歩バスのマイクロバス2台、合計29人乗りを3台、今年度予算計上させていただいております。共に、説明させていただきました老朽化が激しくて、更新の時期を迎えておるということでございます。

入札を予定しておりますが、事務は今準備をしております、4月早々に入札執行を予定しております。お散歩バス2台と合わせまして、町のマイクロバス1台、合計3台を合わせて一度に入札をする予定でございます。

議員ありました調達が非常に困難じゃないかというような状況でございます。

実は、予算立てをする秋口、昨年ぐらいからメーカーのほうを合わせて、地元の業者等々に入札状況、調達状況なんかをヒアリングさせていただいておりますが、昨今の資材高騰及び、どうやらメーカーのほうによりますとモデルチェンジとか、そういったタイミングとか生産調整も若干しておるようなお話もあります。

どちらにいたしましても、入札執行をして、メーカーの指定とかは今のところしない予定でおりますので、幅広の車が調達できればと考えております。

マイクロバスと併せまして10人乗りの実証実験をやるワゴンタイプの乗用車の調達も、4月に入札をさせていただいて、早々に予定をしたいと思います。

ともに納期のほうは11月ぐらい、契約してから半年ぐらいはマイクロバス10人乗りのワゴンもかかるというような最低で情報を得ておりますので、期間それだけ設けて、納入期間を設定したいと思っております。

実証実験につきましては、3か月で足りるのかというご質問をいただいております。まずは調達をさせていただいて、実証実験に向けて準備をしながら3か月実施をいたしまして、効果検証を行いながら、その後のところも同時並行で考えていきたいと考えております。よ

ろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

トータルの3台、4月これで予算可決して、早々に4月に入札で、11月を見込んでいるということで、だから実証実験も年明け早々からやっていきたいなという流れなんですね。もっと早く入ってくれば別かもしれないけれども、今のところやっぱりそのぐらいはかかるということみたいですけれども。

実際に4月に入って入札早々にかけていくということなただけけれども、1台ずつより3台まとめたほうがメーカーとしても3台ならという融通きくのかなとちょっと考えちゃうけれども、その辺が実際に入札に手が挙がらなかったら、今のマイクロバスまた継続してやっていくんですか。

そこを本当に、あと予算もこんな金額じゃ折り合いつかんから、増額のお願いになるのか。本当に入札の手が挙がらなかった場合のことをやっぱり考えることもある程度、入ってくれば一番いいんですけれども、その辺を含めた考え、室長の顔見とるけれども、ちょっとそこも再度お願いします。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

大変車の購入についてご心配をおかけしております。

今、議員のほう発言ありましたとおり、入札で応札する業者がいなかったらどうするかというところでございます。想定といたしまして、そういう最悪な状況は考えたくないところでございますが、業者によっては分からないような状況もあるかもしれません。

一度4月に入札をいたしまして、もし不参加というんですか、札を入れていただけないような状況がありましたら、もしもの話でございますが、再度入札、仕様を若干変えたり、メーカー、業者を入替えたりして、2回目の入札も視野に入れながら進めたいと思います。

それでも難しいようでしたら、ひょっとしたらリースの継続というところも視野に入れながら進めたいと思いますが、まずは精いっぱい入札で調達できるように努めたいと考えております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

補足をさせていただきます。

リースの再契約や再々契約はありません。

もう今28万キロ走っていますし、これ以上修理を重ねるということは得策ではありませんし、命を載せておりますので、できるだけ応札に応じていただけるような業者をしっかりと探した上で入札をさせていただきたいと思っていますので、すみません、訂正させていただきます。

よろしくお願いします。

○7番 板倉浩幸君

今、町長から訂正、今のリースはもうやらないよって絶対にもう。確かについこの間壊れてしばらくレンタカーが動いていたんで、リースの動いていて、何かお散歩バスが変わったって町民からも言われていたんですけれども、そういうことはなくて、入札方法も考えて、確実に手に入るような努力をしていただいて、より安心して安全なお散歩バスに本当にして欲しいと思うし、実証実験も含めてよりよい町民の足として、今後も継続して、本当に勉強会でもいろいろ学習して、その辺提言も出してやってきて、一緒になって僕らもやっていきたいと思いますので、またお声かけていただいて一緒にやれるものはやっていきたいと思います。

以上です。

○2番 多田陽子君

2番 多田です。

私も国際交流事業に関して尋ねます。予算書は55ページ、そして27ページにもあります。

先ほど三浦議員もおっしゃっていましたが、この委託料が1,250万円なんですけど、2年前は1,435万円で200万円ほど減額になっています。一方で、27ページにもありますけれども、中学生の参加負担金というのが80万円から120万円へ増額になっています。

人数が変わらないということですが、このあたり計算はどのようになっているのでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

今、ご質問のありました委託料が2年前よりも下がっている中で、保護者負担が増加していることについてご説明させていただきます。

中学生の海外派遣交流事業なんですけど、中学生に海外での学びや国際交流の機会を提供する重要な取組であり、将来を担う人材の育成という観点からも継続していくことが何よりも大切であると考えております。

そのため今回の実施に当たりましては、事業全体の経費を見直し、例えば現地でのガイドの手配を一部見直すなど、職員で対応できるものは可能な限り職員で対応しということで、運営方法のほうを工夫し、総事業費の抑制に努めてまいりました。

その結果、前回と同様の参加生徒の人数を確保しながら、総事業費のほうは抑制できたかなと思っております。

ただ一方で、航空運賃燃料費の高騰、日米両国の物価高騰、円安の進行などもありまして、事業の継続性を確保する観点から、やむを得ず保護者の皆様にご負担いただく額については一定の見直しをお願いする形となっております。

今後参加する生徒にとって、有意義な学びの機会となるよう内容の充実に努めるとともに、

事業の持続的な実施に向けて、引き続き経費の適正化と運営の工夫に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○2番 多田陽子君

内容の充実とおっしゃっていただいて安心しました。

やっぱり内容が薄くなってしまつては、子供たちにとって悲しいことになってしまうのではないかと心配していましたので安心しました。

ただ職員さんだったり現地での対応だったりということで、少しそういったところの見直しが図られるということですが、もしよろしければなんですけれども、今後中学生だけでなく、もう少し幅を広げてということも検討していただければなと思って今申し上げます。

というのは、中学生、中3までの子供たちですが、中学3年生の子供たちと最近話す機会がありまして、今年はマリオンに行く機会があるよと言ったら、残念だけれどもあなたたちはそのチャンスがないんだよ、中学生だけだからねと言いました。

ただ今年度マリオンから、向こうからの留学生を招いて交流があったからこそ、前回はあまり関心のなかった子供たちも、今回行きたいと言っていた中学3年生が多数いらっしゃいました。それこそ本当に国際交流であり、継続性のあることではないかなと思います。

ただ、今この予算書を見ましても、行って帰って終わりというようなところが見受けられて、やはり継続して国際交流を進めていくという中には、その8人以外の子供たちがいかにマリオンと関わって国際交流を進めていくかということも重要だと思います。

今後、中学生だけではなく、高校生など対象が広がっていけばいいなと感じました。

あと、今、やはり海外の情勢がとても不安定ですので、お金がどうなるか、今後、本当にこの事業が実行できるのかということも大事なんですけど、子供たちの安全というところは何よりも考えなければいけないことですので、慎重に進めていただければなと思います。よろしくお願いします。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

ここで、会計管理者、住民課長、ふるさと振興課長、安心安全課長、政策推進課長、税務課長の退席と、こども家庭課長、介護福祉課長、こども福祉課長、保険医療課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩といたします。

10時40分から再開をいたします。

(午前10時32分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 伊藤俊一君

続いて、3款民生費、92ページから127ページまでの質疑を受けます。

○5番 山岸美登利君

5番 山岸です。

予算書101ページ、緊急通報システム業務委託料158万4,000円、これを登録するんですけども利用する際に。登録申請の際に協力者の記入もございます。その登録者さんより先に協力者の方が亡くなられていたりとかというご指摘をいただきまして、3年ほど前に更新をしていただきました。

そのあとも更新はなされているのか伺います。

それと、登録者数の令和4年度からの推移と現在とをお聞かせください。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいま山岸議員のほうからご質問いただきました、緊急通報システムに関するご質問2問についてお答えをさせていただきます。

まず1つ目の、協力員の登録情報の確認についてでございますけれども、先ほど質問の中にもございましたとおり山岸議員からご提案をいただきまして、令和5年度に確認をさせていただいたところでございます。

町としては、本来、申請内容に変更があった場合は、申請者の方から変更の届出をいただきたいところでございますけれども、難しいことはもちろん十分に承知をしておりますので、定期的に町から確認をさせていただきたいと考えております。

続きまして、設置台数の推移でございますけれども、令和4年度末が29台、令和5年度末で33台、令和6年度末で34台、令和8年2月末現在最新のものと41台が設置されている状況でございます。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

ありがとうございました。

利用者も徐々に増えているなということが分かりました。ありがとうございます。また引き続きよろしくお願いいたします。

もう一点が、予算書99ページ、海部南部権利擁護センター負担金1,304万1,000円、これ「まちから」の8月号でも呼びかけがありましたけれども、海部南部市民後見人等養成研修の呼びかけがありました。

この養成研修申込み者数と、またその方がこの実施——レポート作成だったり、視聴ラーニングだったり、研修を受けて合格した方の人数、またその活動内容、そして令和8年度以降のご予定、また報酬等はどうなるのかお聞かせください。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました、成年後見に関する事務につきましては、介護福祉課のほうで事務を所管しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、県主催の市民後見人養成講座の受講人数につきましては、蟹江町から8名の方の申込みがありまして、そのうち最後まで履修をされた方が5人であったと県から伺っております。

研修内容は、先ほど議員の質問にありましたとおり、講義を収録した動画の視聴、またそのレポートの作成、参集型の実習研修といったものでございました。

令和8年度以降の予定につきましては、この令和7年度の県の養成研修を最後まで履修された方、蟹江町にお住まいの方、弥富市の方、飛島村の方を対象に、海部南部権利擁護センターにおいてまた独自の研修や実習を行った後、名簿登録をしていただく予定になっております。

また、その後どのような活躍が期待されるかということですが、登録されたご本人が希望されれば、海部南部権利擁護センターが受任しております法人後見の支援員として活躍していただいたり、また海部南部権利擁護センターが現在受任している後見について引き継いで、市民後見人になっていただくことを想定しております。

報酬につきましては、家庭裁判所が決定いたします額となっておりますので、ご承知ください。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

ありがとうございます。

登録が裁判所のを受けてですね。

○介護福祉課長 松井智恵子君

海部南部権利擁護センターに市民後見人として登録される際は、特に家庭裁判所には登録は必要ないんですけれども、実際に市民後見人になっていただく際は、家庭裁判所への申請が必要になります。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

6番 立憲民主党 飯田雅広です。

2点あります。

まず、99ページの真ん中辺、更生医療給付費2,646万4,000円ですけれども、これなんですけれども、自立支援医療の一部の更生医療ですけれども、3割の自己負担のうちの2割分がこの給付金から出ると思うんですが、残りの1割負担分というのはどのようなになっているのか教えていただきたいのと、これの対象となる治療や障害幾つかあると思うんですけれども、主なものをどういったものに給付しているのか教えていただきたいです。

もう一点が、115ページの3人乗り自転車活用支援事業ですけれども、こちらのほうなんですけれども、非常に令和7年度と比べると予算額減っておりますので、台数が減ったのか、あるいは修繕関係が今回は少なかったのか教えていただきたいのと、あと自転車なんですけれども、非常に厳しくなったというルールがしっかりしてきて、少し前から保険に入らなきゃいけないですとか、ヘルメットをとかというところもあります。このあたりの自転車に乗る方もやらなきゃいけないこと増えているんですけれど、このあたりのこのヘルメットとか保険とかっていうのもどうなっているか教えてください。

以上です。

○保険医療課長 山田尚徳君

ただいま飯田議員からありました、更生医療の関係についてお答えさせていただきます。

更生医療なんですけれども、先ほど飯田議員が言われたように、1割負担のところはどうなっているかというところなんですけれども、対象の方、障害者手帳を持っている方が基本対象となっております。

その方については、福祉医療である障害者医療受給者の対象となっておりますので、自己負担分は福祉医療のほうでみさせていただきますので、自己負担はかかっておりません。

続いて、更生医療の対象となる医療なんですけれども、例えば視覚障害であると白内障の手術ですとか、あと、腎臓機能障害であると人工透析だったり、あと心臓ですとペースメーカーの埋め込み手術等が対象となってきております。

以上でございます。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

続きまして、次、3人乗り自転車のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、昨年度と比べて今年度の予算額が減っている理由ですけれども、令和7年度は備品購入費として3人乗り自動車4台を購入しておりました。

ただ近年、申込状況をみますと若干減っている傾向がありますので、来年度の貸出し分、今年度の申込み分ですけれども、については、5台減らして30台から25台の募集をしました。もう申込み期間は終わったんですけれども、25台の申込み分に対して23台の実際の申込みがあったという形になっております。

続きまして、交通ルールの関係だったと思います。

3人乗り自転車につきましても、一般の自転車と同様に道路交通法の規制の対象になっておりまして、ヘルメットについては着用は努力義務、保険の加入についても義務となっております。

3人乗り自転車については以前は禁止されていたんですけれども、2009年の道路法の改正によって、安全基準を満たした幼児2人同乗用の自転車で、なおかつ運転する者が16歳以上、

同乗させるのは就学前までといった規制になっているんですけれども、そういったルールを守っていれば、3人乗り自転車も乗れるようになったというような経緯がございます。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

更生医療給付金に関しましては分かりました。

1割分も本人ではないという基本的にないということですが、以前も一般質問で私しました、自立支援医療の中の精神通院医療に関しては、やはりその1割負担、本人負担ありますので、なかなか予算的に厳しいというご答弁、その当時もいただいておりますけれども、ぜひ精神通院医療のほうの本人負担の1割も、ぜひ町のほうでカバーしていただけるように、県下もあま市と名古屋市以外はほぼ本人負担ありませんので、ぜひ厳しい予算の中だと思いますけれども、できるだけ進めていただきたいなというふうに思います。

3人乗り自転車のほうは、保険って強制でしたっけ。ヘルメットは努力義務。保険は本人が入るんでしたっけ、これ。自転車についているんでしたっけ。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

保険の関係ですが、まず個人の賠償保険に関しては、各個人が加入の義務があるということになっております。

ただ自転車に対しての保険は、点検のほうを毎年しまして、このTS保険というものに入はしております。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

民生費で3問伺いをいたします。

1問目として101ページの老人福祉事業があります。

詳しい内容、予算資料の関係資料で、29、30ページにありますけれども、施策としては、認知症対策と認知症予防と認知症にやさしい地域づくりということで、これ今までなかったわけじゃない事業だと思いますけれども、重層を含めてその辺合体してやっていくということだと思います。

その中でちょっと教えていただきたいのが、事業概要で令和8年度から一般会計で実施とあります。生活支援体制整備事業も同じように、令和8年度から一般会計で実施ということで、今まで介護保険事業、特別会計の事業の中で予算化されていたのが、今年度から一般会計になっているんですけれども、その理由というか、なぜこんなふうになってきたのかお願いいたします。まずそれが1問目です。

続いて2問目で、予算書の121ページです。

保育所施設整備事業ということで、今回蟹江保育所の整備事業が含まれており、来年度から0－2歳児専用の施設にするということで、1億3,900万円計上されております。

全員協議会でも説明がありましたけれども、こんな内容で変更していくよということで、そのときの説明だと受入れとして、0－2歳児で20人から30人の規模ですよという説明だったんですけども、今現在で、そうするとこの令和9年度から蟹江保育所が0－2歳児専用となって、トータル的に今、0－2歳児が蟹江町でどこまで受入れ体制ができているのかお願いしたいのと、これによって蟹江保育所0－2歳児専用になるんですけども、通常の3歳児から5歳児の受入れ体制はこのまま足りていくのかお願いをします。

3問目です。

予算書の143ページ、代表質問でも、子育て短期支援業務委託料ということで7万6,000円上がっております。

関係資料でいうと……

ページが違うか。これ衛生費だった。

失礼、じゃ2問で。ちょっと民生のほうと。その2問でまずお願いいたします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいま板倉議員のご質問ありました、2点のうち1点目を介護福祉課のほうからお答えをさせていただきます。

質問は、令和8年度から一般会計で実施ということの内容でございます。

令和8年度から実施いたします重層的支援体制整備事業を実施することによりまして、地域支援事業のうち包括的支援事業の一部、先ほど例がありました包括支援センターの上だとかですけども、その一部が介護保険事業特別会計から一般会計にて処理を行うこととなりました。こちらは社会福祉法に規定されているものでございます。

しかしながら、国や県の補助金をこの重層的支援体制整備事業から交付されること以外の変更点はなく、負担割合等はこれまでと同様に国が定める割合であることに変更はございません。

ですので、ほかの財源である保険料等につきましては、介護保険事業特別会計のほうで収入したものを一般会計に繰り出すよう予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

続きまして、保育所の受入れ人数の関係のご質問にお答えさせていただきます。

まず、令和7年度、今年度3月現在の乳児の受入れ人数ですけども、公立、私立合わせて238人となっております。

対しまして、もう来年度の申込み終わって調整も済んでいるんですけども、来年度は途中入所も含めて276人の受入れを予定しております。38人の増となっております。

退職する保育士に比べて、採用できた保育士が多少多かったというところもあって、予定より多くの乳児として受入れが可能になっているのではないかなというふうに思っております。

す。

続いて、3歳から5歳児の受入れに影響がということですが、ご存じだと思いますが、配置基準で考えますと、ゼロ歳児は3対1、1、2歳児は6対1というところに対して、3歳が15対1、4、5歳は25対1というのがありますので、そういったところで受入れの余裕というのはできてくるんじゃないかなと思っています。

また、3歳、4歳、5歳については、保育園、認定こども園以外にも、幼稚園という選択肢もありまして、例えば日中の本当に昼間しか働いていない方というのは、幼稚園に行かれる方もいるのではないかなと思いますので、そういった点も含めて幼児の受入れについては十分できていると思っています。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

先ほどのまず高齢者福祉事業については、予算額としては変わらないということで、介護特会に入ってたのを一般会計に国・県の補助が入るよ。重層を含めてこれからの体制で高齢者福祉も重層の中に入れながらやっていくということなんですね。

あと、制度的には地域包括センターの運営委託、その辺で今までの西と東で2つの包括支援センターで対応していきながらやっていくということで、その辺については、何で一般会計になったのかなとちょっと疑問に思ったので質問しました。

あと蟹江保育所の件については、3歳－5歳児も、配置基準からいって足りていきますと、0－2歳児、実際に子供3人に対して保育士1人かな、ゼロ歳児は。1、2歳児だと6人に1人とか増えてくるんですけれども、特にゼロ歳児が割合が多いかちょっと分かんないですけれども、そこで3人に1人の保育士がいるよ、特に0－2歳児は保育士が必要とされる年代ですので、実際にそこまで運営、今現時点で来年度276人ということで、保育士自体が足りているのか。

今後もどんどん増えていくと足りる状況にあるのか、その辺がちょっと分かりましたらお願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

保育士不足に関しましては、全国的にも問題になっているところではあるんですけれども、蟹江町としても、もっと多くの保育士がいればより多くの子供が受入れられる状況ではあります。

そういったところで、私どもも保育士獲得に向けて、大学等にPR等を含めて説明会に参加したりだとか、少しでも蟹江町で働いてもらえるように保育士の負担軽減に努めているところでございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今の答弁でいくと、保育士の今の人数で270人ぐらい預けられるよ。保育士がもっと増えれば0－2歳児ってもっと預けられるんですか。

蟹江保育所でも、あの規模で2、30人って何か少ないように、もうちょっと入所できるのかなと思うんだけど、保育士がもっといれば、0－2歳児の保育がもっと充実していくのか。保育士不足は本当全国的な問題になっていると思うんですけども、その辺をちょっと最後をお願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

もちろん施設的な基準はありますので、面積による制限というのはあるんですけども、正直、保育士がもう少しいれば、より多くの子供がゼロ、1、2歳に関しては受入れができるということはあるかと思っております。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、3款民生費を……

○2番 多田陽子君

すみません、お願いします。

119ページ、保育所の賄材料費に関するについてお伺いします。

この賄材料費、給食に関してですけども、主食費と副食費に分けて、保育園また幼稚園は払うことになっています。一方で、小学校、中学校は、それをまとめて給食費として払うことになっていますが、この主食費、副食費、1,000円、4,500円となっているのはいつ頃設定された金額でしょうか。お願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

保育所の給食に関するご質問にお答えさせていただきます。

もともと保育所の給食費に関しましては、乳児、幼児ともに保育料のほうに含まれていて、特に給食費としては徴収しておりませんでした。

これが令和元年の10月に幼児教育、保育の無償化が始まりまして、3歳、4歳、5歳については保育料としては無償になっております。その関係で、保育所における給食費というものを設定したという経緯がございます。その中でご飯やパンなどの主食費が1,000円、またおかずとして副食費が4,500円というような形で定められております。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

分かりました。

ということは、6年前になりますかね。

見直されていない金額ということになり、皆さんもご承知のとおりこの物価高で食材費の高騰も激しく、そこで賄えなかった分が賄材料費として計上されているということになります。

すが、私は常々給食費は本当に無償化でいいのかなというところを考えていまして、町長は無償化してくださるというご意向をお持ちなんですけれども、もちろん保護者にとってありがたいんですが、子供にとっておいしい給食、食べなくなる給食を食べるということも大事で、例えば動物性たんぱく質をもっと食べたい、その中でさらに言うならば、鶏の空揚げで言うんだったら胸肉の空揚げが1個提供されるよりも、鶏もも肉の空揚げが3個提供されたほうがいい。でもそうなると賄材料費が今後もどんどんどんどんなっていくというふうなことになるってしまいます。

1,000円、4,500円の主食費、副食費というのが本当に適正なのか、また副食費は条件によっては免除されたりなど出てくる項目でもありますので、透明化を図るためにも、いま一度ここをきちんと計算して考えていただく必要があるのではないかなと思い、今提言させていただきます。よろしくお願いします。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

ここで、介護福祉課長、こども福祉課長、保険医療課長の退席と健康推進課長、土木農政課長、環境課長の入場を許可いたします。

入替えのため暫時休憩といたします。

(午前11時08分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

○議長 伊藤俊一君

続いて、4款衛生費、128ページから151ページまでの質疑を受けます。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

先ほどは失礼いたしました。

改めて、143ページの子育て短期支援業務委託料7万6,000円とあります。

これも代表質問で町長から答弁があったんですけれども、もうちょっと詳しく、町長が詳しく説明してくれなかったというのじゃなくて、もう少し担当のほうから詳しくお聞きしたいと思います。

この子育て短期支援事業なんですけれども、予算関係資料のほうに23ページにあるんですけれども、家庭での養育が一時的困難となって児童養護施設等に一時避難するということで、実際に、ではどういう子供が、親御さんが対象になってくるのか、ちょっと分かりづらくて利用の流れをお願いいたします。

○こども家庭課長 小澤有加君

それではご質問のありました、子育て短期支援事業についてお答えをさせていただきます。

まず、子供さんの養育が一時的に困難な状況というところなんですけれども、例えば保護者の方の急な入院ですとか、あとは養育環境がやはり深刻になる手前で、この事業を使って養育環境を整えていこうというところの目的であることから、日頃こども家庭センターなどにおいてご相談を受けているご家庭ですとか、あと関係機関の中からご相談を受けたりというところで、相談ということが発生するかなと想定をしております。

まず、その相談がこども家庭センターに入りましたら、まずは面談という形が多いと思うんですけれども、そのご家庭とご相談をさせていただいて、具体的にサポートプランというプランを立てます。保護者様の同意も含めて、この事業を使って養育環境を整えていきたいと思いますというところで、同意を全く拒否をされた場合は難しいんですけれども、ある程度同意をいただいて利用決定という流れになっていきます。

児童養護施設等の委託を予定しておりますけれども、年齢によって受け入れることができる施設が少し変わってまいります。

ゼロ歳から18歳までが対象なんですけれども、ゼロ歳の子と18歳の子を両方同じところで見れるという施設もあるんですけれども多くはないので、そんな形で少し複数の施設を今当たっております。

ご相談をいただいて利用決定をさせていただいていて、その契約をしている事業者様とマッチングをして、正直なところ空きも少ないかなとは想定をしておりますが、空きが確保できたところで利用をしていただく。利用が終わってから、自己負担のほうを徴収をさせていただくというような流れになっております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今、詳しい流れ、どうしても児童福祉施設、児相なんですけれども、その手前というか、そこまでいかないことで、はっきり言うと虐待等だと切り離して児相に、親の言い分なしにということで、その前にもうちちょっと何とか親御さんで話もできて支援していきたいなという仕組みですよ。

そうなってくると、今、一時的に困難、緊急の休養等、入院したり、そういうときも対象になってくるということですよね。

そこで、今、複数のところと話をしているということで、それぞれ児童養護施設と契約をしていくんですか。その辺を含めたことと、あと自己負担があるんですよ。その自己負担について、どのぐらいのものなのか。あと資料関係でいくと、平日の夜間や休日に養育困難となったりって書いてあるんですけれども、となってくると夜間ということで、1泊が基本的な対処ですか、ちょっとその辺も含めてお願いいたします。

○こども家庭課長 小澤有加君

それでは引き続き3点ほどのご質問かと思います。子育て短期支援事業についてお答えをさせていただきます。

まず、児童養護施設等というところなんですけれども、今蟹江町としては児童養護施設を想定をしております。契約という形で単年度の契約で契約をお願いする、受入れをお願いするという形になっております。

海部管内の児童養護施設であったり、名古屋市内も少し今ご相談をさせていただいております。

また、保護者の利用の金額ですけれども、年齢で少し分かれております。

2歳以下は1日6,300円、2歳以上は1日、18歳までですけれども4,500円というところで今予定をしております。こちらは減免制度も含めて、今検討をしております。

実際に利用の形というか、蟹江町は今はショートステイの形で準備をしておりますので、平日、夜間というところもちょうと表現があれだったんですけれども、年度内7日が上限です。なので、6泊7日までが最大の上限ということになります。1泊2日でももちろん利用はできるんですけれども、上限としては年度内の7日間という形で準備をさせていただいております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

そういうことで、年間、こども誰でも通園制度も日数があるんですけれども、年間7日間ということで、それが実際それぐらいでいいものなのか。これから始めてどんな状況になるのかということで、予算もこの程度の予算しか上げていないんですよ。

利用者がどのぐらいいるかも分かんない。まずは始めて、予算的に足りなければ補正予算等も上げていくということですよ。

ショートステイって書いてあるから、日帰りに預けるのかな。日帰りでもいいんですか。ちょっとその辺含めて、そうすると多分ショートステイだから1泊2日とかが最低で、最大7日使えるから6泊7日まで1年間でいいですよということですね。

その辺改めてショートステイのことだけ確認させてください。

○こども家庭課長 小澤有加君

子育て短期支援事業のご質問にお答えさせていただきます。

利用の形はショートステイという形なので、宿泊型といいますか、最短で1泊2日というところになります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤洋一です。

聞きたいことはほぼ板倉議員が聞いてくださったので、あんまりなくなっただけなんですけれども

も、これ非常にすばらしい対応だなと思っておりますけれども、一時的というのも年度内6泊7日という答弁がありました。大体分かりましたけれども、この事業を使った後、これで終わりましたからもう駄目ですとかというんじゃないと思うんですね。そのあと見守りだとか、ほかの施設への連携とか、そういったことはどうなつとるのかなと思います。

予算のことも聞いてくれたんでよかったんですけども、7万6,000円と何かえらい少ないなと思ったんですけども、自費で払うんですよというのがあったんでそういうことかなと思います。

これもできるだけ半額補助だとかという方向に持っていつていただいて、やっぱり手厚い予算をこれからどんどんみていただけるといいなと思っています。

それから、もう一つはその下の欄の親子関係形成支援業務ですか、資料でいくと次のページにある、多分これがこういう、前の子育て短期支援事業のような重大な事態にならないようにする対策のための事業なのかなというふうに勝手に解釈しておるんですけども、その辺もちょっと教えてください。

○こども家庭課長 小澤有加君

ただいまご質問ありました、子育て短期支援事業と親子関係形成育成事業についてお答えをさせていただきます。

まず、子育て短期支援事業のその後のところでございます。

もちろん利用する理由にもよるかなとは思うんですけども、養育環境に困難があるご家庭というのは、こども家庭課だけではなくいろんな関係機関が支えている、今状況がございました。

重層的体制支援事業もそうでございますけれども、その中で例えば毎月1回集まって関係者がケース会議をやっておったりですとか、進捗管理で情報交換をしておったりというところで、そのご家庭の見守り、情報交換というのは、定期的に行っているところでございますので、そのこのところに入ってくる1つのケースになるかなと想定をしております。

2つ目の親子関係の形成事業のほうですけども、まずは、母子保健の事業でたくさんの親子にお会いをさせていただいております。その中で、保護者さんの育児に対する不安が強かったりですとか、困難さを抱えているようなご家庭に出会うことが母子保健事業でよくありますので、そこでちょっとお声をかけさせていただいて、こちら公募もするんですけども、お声をかけさせていただいて、6回ぐらいの教室、親子ではなく親さんが講座を受けてという形になるので、少しちょっと親子で通って来られたときの託児の話ですとか、その辺はちょっと今まだ検討中なんですけれども、6回ぐらいの連続の講座をしていただくというようなところを想定しております。

こちら委託業者と契約をして、実は専門家といいますか、この事業をするにあたり講師に資格というか、研修を受けていただく必要がございますので、そちらの研修を修了した方

に委託契約をさせていただいて、6回、7回のコースで講座をさせていただくというような流れになっております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

親子関係形成のところがやっぱり保護者を重点に置いているということで、まさしく、今思っとるのは、本当に保護者が孤立しないように、こういうところの場に行くと、やっぱり同じような境遇、考えとかいろいろあって、人と巡り会うことができつながりができくると思うんですね。孤立することが少しでもなくなるような状況をつくってあげんといかんと思うのは、本当に身近でもよく聞いたり、自分の目で見たりすることがあるんで、これ非常にやっぱり危険な状況だなというふうに思っております。

幼年期できちっとそういうつながり、仲間を保護者さんが持っておかないと、今、小学校に上がっても子供会すら今消滅していく状況なので、やっぱりそこに来てまた孤立する、あそこの子は大丈夫かなという声もよく聞くんですね。

ですので、やっぱりこういう対策は非常に重要だなと、今見とってつくづく思いましたんで、これますますこれから先も充実していってください。お願いします。

○2番 多田陽子君

2番 多田です。

131ページ、環境美化指導員報償金に対してお伺いします。

4月からごみの分別、また回収方法が変わりますので、美化指導員さんたちの活動の回数が変わると思いますが、予算額に大きな変化が見られないんですけれどもどのようにお考えでしょうか。

○環境課長 太田圭介君

ただいまの環境美化指導員へお支払いする報償金についてお答えをさせていただきます。

今回資源物の持ち去りへの対応を背景に、ごみ収集曜日の見直しを行いました。この変更によって、環境美化指導員の皆様にとっては、現場、ごみ集積場における指導日数というのが月に2日程度増える見込みとなっております、この点環境美化指導員の皆様にはご負担をおかけすることとなり申し訳ないと思っております。

この環境美化指導員の皆様にお支払いする報償金についてなんですけれども、こちらは個々の実施回数に応じて増減させる仕組みではなく、環境美化指導員としての活動全体に対する謝意としてお支払いをさせていただいているものでございます。

よって、この報償金額につきましては、現行制度に基づき据置きとさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

よく理解できました。

ただ、やはり新しい活動の内容になるに当たって、どのようなことになるのか。今後1年間しっかりと見ていただいて、また現場の声を大事に、その先にこの活動が持続的なものとなるように反映させていかなければならないのかなとも考えますので、1年間しっかりと見守っていただきますようお願いいたします。

○5番 山岸美登利君

5番 山岸です。

関係資料は111ページで、予算書は133ページです。

ちょっと違う視点でお聞きします。

予防接種健康被害救済給付金113万5,000円。これのここに書いてあります新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種に係る健康被害の救済措置として認定請求済みの対象経費ということが書かれております。

認定実績を教えていただきたいのと、現在申請中の件数もありましたら教えていただきたいのと、申請の流れと認定されるまでの期間が分かれば教えてください。

○健康推進課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました、予防接種の健康被害の救済制度のことについてお答えをさせていただきます。

まず実績でございますけれども、現在健康推進課のほうで把握をしております限りでございますが、過去の実績としまして、新型コロナウイルスの臨時接種期間中に接種を受けました方の申請で、国のほうに認められたものが令和5年度としまして1件ございます。その当時のものとしては、20代の男性の方が1件認められたというものでございます。

今現在の国のほうに申請していただいている件数、申請中のものにつきましては、現在3件のものがございます。こちらは、60代、70代、80代の女性の3名の方が、現在国のほうに申請している状況でございます。

あと、今回の接種の健康被害の申請の流れということでございますが、まず被害者の方が予防接種による副反応等と思われる被害が発生した場合、まず、予防接種を受けられました市町村、こちらのほうの窓口で申請をいただきます。その後、市町村のほうで審査会を開き、これがある程度相当と認められた場合に関しましては、県を通じて国のほうに申請をするという流れになっております。

申請後どのぐらいの期間で認められるかということにつきましては、一般論でございますが、大体半年から1年近くかかるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

ありがとうございました。よく分かりました。

給付が認定されたら、給付額が直接振り込まれるという形でしょうか。

○健康推進課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

今の国からの金額が直接被害者に振り込まれるかというところでございますが、まさに今回予算書のほうに記載をさせていただきました予防接種健康被害救済給付金、これは市町村のほうから被害者の方に払うことを想定した金額となっております。

つまり、国のほうから一旦市町村のほうに金額が振り込まれて、その同額を被害者の方に振り込ませていただくものとなっております。

そのために迅速な支払いをするために、今回、令和8年度予算にこちらのほうを計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

ありがとうございます。よく分かりました。

ちょっともう一つなんです、県のほうから、私もちょっと一般質問させていただきましたけれども、エピテーゼ——事故や病気や先天性の疾患などがあつた場合に、失われた身体の一部を再現する人工装具ですけれども、県のほうから何か通知があつたかなかったかお聞きしたいと思いますのと、もしあつたとすれば、どのような対応、新たな予算措置はなさらずにアピアランスのほうに盛り込んでいただけるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○健康推進課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございましたエピテーゼのことについてお答えをさせていただきます。

まず、エピテーゼにつきましては、愛知県のほうが今度4月1日からエピテーゼというがんなどの治療した方に対して、身体の一部の欠損を補完するような装具のことを指しますけれども、そちらの補助を対象にするという要綱が4月1日から実施するという通知がきております。

蟹江町としましては、まだ準備というか検討中でございますけれども、蟹江町もかねてから県や国の動向を見て動くというふうに言っておりましたので、蟹江町につきましても県の動きを踏まえた上で対応していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

続いて、5款農林水産業費、152ページから159ページまでの質疑を受けます。

○9番 三浦知将君

9番 新政会 三浦です。

予算書の155ページをお願いします。

農業総務管理費の中で積立金、森林環境事業基金積立金とありますが、これはどういった内容になるのでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、森林環境事業基金積立金の件でご回答させていただきます。

こちらは、令和元年度から森林環境譲与税が市町村、都道府県に譲与されることになりまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づきまして、森林の整備に関する施策だとか、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進の普及や啓発等の森林整備の促進に関する施策に充てることとされておるところでございます。

こちらは、基本的には今蟹江町で実施している施策としましては、小学校、中学校に対して木材を使用した備品購入、椅子の購入だとかあとロッカー改修等で充当させていただきながら工事を進めているところでございます。

そんな中で令和7年度、今年度に関しましては、学戸小学校の昇降口のげた箱改修工事として638万円を充当しているところでございます。

基本的に基金で積立てておりますので、基金残高としましては、3月末として1,025万円ほどが積立となっていくと予想がされております。

そんな中で令和8年度に関しましても、蟹江西保育所と須西小学校に対しまして、木材を使用した工事というところで充当するというのが予定されているところでございます。

以上です。

○9番 三浦知将君

ありがとうございました。

これは毎年積立でいくと思うんですが、大体400万円とか450万円とか、何かこういう積立でいく金額の基準というのはあるのでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

こちら人口等で割り振りがされているところございまして、蟹江町の規模としましては、大体450万円ぐらい毎年入ってくるような形になります。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今、三浦議員のほうからもあった森林環境、これ昨年も何に使うんだって僕も聞いて、学戸小学校のげた箱等に使っていくということで、今、また同じような使い方をしていて、毎

年450万円ほど入ってくるんですけれども、何かほかに基金で積立てていけばいいのかなとは思わんでもないんですけども、入ってきたものをいかに有効活用して、目的税だからほかに使えるわけじゃないので、何か違う、げた箱とか、小学校、先ほどなんて言ったっけ、何に使うと言ったかその再答弁と、ほかの使い方、人材育成ができるわけじゃないし、蟹江町でね。森林に限って設楽町との関係もあって、設楽町の木材を使っているいろんなものをできると思うので、何かもうちょっと使い道を考えていただけるといいかなと思うんですけれども、その点お願いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

今の質問に対してお答えをさせていただきます。

今、財政当局とも話をしながら、今、保育所なり小中学校なり、やはり施設の老朽化とかそういったことも必要に迫られているところもございますので、今現状は、げた箱だとかロッカーだとか、そういった木材使用に関する工事を進めていくことがいいのではないかと、いうところで計画しているところでございます。

確かにほかに使途として使えるものもあると思うんですが、まずはその施設のほうにというところで考えているところでございます。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

今の使い道として、げた箱とかロッカーに使っていくということです。

じゃ、何に使っていくって言われても、僕も何がいいのかなと考えることはあるんですけれども、ぜひともうまく活用して、こればっか溜め込むんじゃなくて大いに活用して使っていただきたいなと思いますのでお願いいたします。

以上でいいです。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、5款農林水産業費を終わります。

ここで、健康推進課長、こども家庭課長、環境課長の退席と産業建設部次長兼まちづくり推進課長、下水道課長、ふるさと振興課長の入場を許可をいたします。

入替えのため暫時休憩といたします。

(午前11時40分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時41分)

○議長 伊藤俊一君

続いて、6款商工費、160ページから167ページのまでの質疑を受けます。

○6番 飯田雅広君

6番 飯田です。

2点あります。

まず1点目、163ページの真ん中ぐらい、信用保証料補助金130万円ですけれども、信用保証料の補助金ということなんで、私これ見て思ったのが、事業者が融資を受ける際にプロパーで借りなくて、信用保証協会を通して借りるときの信用保証料の補助を事業者に払うと思っていたんですけれども、予算関係資料を見ますと、指定金融機関に対して当該融資に係る資金を預託し、効率的運用していると書いてあるので、この分は金融機関に預託しているんであって、事業者に払っているわけじゃないんですか。何かよく分からなくて、すみません。どういう仕組みになっているのか教えていただきたいのと、2点目が、167ページの真ん中ぐらい、人を呼び込み、つながり、暮らす、地域の魅力あふれる生業づくり事業委託料3,850万円ですけれども、先ほど予算関係資料を見ますと、レンタサイクルとかっていうふうに書いてあるんですけれども、先ほど3人乗り自転車のところでも聞きましたけれども、このレンタサイクルシステムに関しましても保険とかはどうなっているのか。借りる人が自分で入っているその個人の自賠責保険に入っているんですよね。入っていない人は、そもそもレンタサイクルは借りられないのかとか、ヘルメット努力義務ということですが、貸すのかとか、そのあたりどういうシステムでこれ貸していくのかというのを教えてください。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

ただいまご質問がありました2点についてお答えさせていただきます。

まず、信用保証料の補助の関係でございます。

こちらにつきましては、一般の個人さんが信用保証料として保証料を払われた際に、一定割合のもの、上限として10万円なんですけど、そちらを直接個人の方に交付するというような仕組みになってございます。

2点目でございます。

167ページの事業のレンタサイクルの件でございます。

現行のレンタサイクルといたしましては、サイクル拠点を4か所設けてございます。民間事業者のほうに運営等もお任せしておりますが、自転車自体は町のほうで整備したものとなっております。

そちらの自転車整備に対する整備費だとか保険料につきましても、民間事業者のほうに年間幾らという形で相当額をお支払いして整備をしております。

また、利用者につきましては、1回当たり幾らという利用料金はもらっていないところ、無料で貸出しはしておりますが、自己負担として何かご自分のために保険に入ってください

ということで、レンタサイクル貸出しのときにアナウンスをして周知をしてございます。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

今、信用保証料、個人にというお話でしたので、個人事業主向けということで、法人は関係ないということですね。分かりました。

あとそのレンタサイクルは借りようとしている人が、個人賠償保険に入っているかどうかの確認はしないということですか。して、入ってなきゃ貸さないということですか。どういう感じになるんですか。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

今のご質問でございます。

一般的に保険といいますと、自転車の傷害保険、個人の保険が入っておるかという確認はしてございません。貸出しのときに、個人、本人、自転車が利用できるかどうかというところを含めて、免許証とかで確認をさせていただいて、相手方の確認はしておりますが、その方が実際に傷害保険に入っているかという確認まではしてございません。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

○9番 三浦知将君

9番 新政会 三浦です。

私も予算書の167ページ、人を呼び込み、つながり、暮らすというところで質問させていただきます。

こちら備品購入費ってあるんですけれども、こちらに関しては自転車を購入する費用になるのでしょうか。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

ただいまご質問がありました、人を呼び込み、つながり、暮らす、地域の魅力あふれる生業づくり事業の備品購入費2,000万円の件でございます。

こちらにつきましてはご質問いただいたとおり、こちらの事業を遂行するに当たって必要な備品を購入する経費でございます。

具体的には、自転車の購入と併せまして必要な資材の調達を予定をしてございます。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

各駅周辺に設置するというふうに記載があるんですが、自転車を何台ぐらい購入するか。あとは、この委託料なんですけれども、具体的にどのようなことを委託するのか、どこに委託するのも教えていただきたいです。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

ただいまのご質問でございます。

自転車につきましては、今、現行でレンタサイクルとして少し小さめの自転車を配備してございます。そちらの自転車の追加と合わせまして、もう少し高級的な自転車、サイクリングで使うような自転車も合わせて合計10台ほどを予定してございます。

2点目、委託料でございます。

こちらにつきましては、大きく3点ございます。

先ほどのレンタサイクルの仕掛けづくり、構築をするための事業費と、2点目の自転車を活用した町内周遊促進事業というもの、こちらのほうは今年度につきましては、カニのマークを50か所探せとか、一昨年ですと108の橋を探せということでスタンプラリー形式で行いました。

ラリー形式でスタンプラリーを併用できるか、ちょっと事業としては今は具体的に計画は立てておりませんが、そういった町内を巡るラリーを実施するものと併せて情報発信に係る経費を予定してございます。

3点目が、先ほどお答えさせていただいた備品調達の関係でございます。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

ありがとうございます。

ちなみにこの委託する委託先ですね。すみません、教えていただきたいです。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

大変失礼いたしました。

委託する先につきましては、今後、委託料の中の一部、大多数でございますが、入札形式ではなくてプロポーザル形式、提案をもらいながら仕掛けづくりでよりよい事業内容を選定をして進めたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、168ページから193ページまでの質疑を受けます。

○11番 富田さとみ君

11番 新生クラブ 富田でございます。

説明書のほうの57ページ、予算書は175ページになります。

道路維持管理事業といたしまして予算計上されておりますが、そのところで町道の東郊線と書かれております。ここの歩道のところがとても足元が悪く、狭く、擦れ違いも十分でない広さでございます。

どのような形でされるのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

ではお答えをさせていただきます。

今回、町道東郊線の舗装関係を整備というところで、今回上げさせていただいておるんですが、こちら一昨年度につくりました路面性状調査を基に舗装の個別計画を立てさせていただきながら、補助を使いながら工事を行っていくというものにございます。

こちらのほうはまず舗装のほうをまずさせていただくような内容となっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

以上です。

○11番 富田さとみ君

側溝のほうの主ということですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の道路舗装修繕工事というのは、先ほど土木農政課長が述べたように、町内の道路の車道の部分について路面の調査を行いました。

その中で特に悪い部分について舗装をやり直すという事業でございまして、富田議員のご質問にあったように、今回は歩道の部分は触らずに、車道の部分だけの修繕という形になります。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

歩道のほうも今後よろしくお願いします。特に、東郊線の北の部分ですけれども、踏切までの本町五丁目から東郊線の踏切のところというのはとても狭く、そういった自転車も、それから名前忘れちゃったんですけれども、どうしても擦れ違いが危ないとかって言われていましたので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

○2番 多田陽子君

2番 多田陽子です。

3点お伺いします。

まず、183ページ、都市緑化推進事業補助金についてお伺いします。

これはどこに対しての補助金なのかを教えてください。

そして、その下にあります空き家除却費補助金についてもお伺いします。

令和6年度の決算の際は20万円の補助を2件出していましたが、今回も同じく20万円、1件当たり20万円の補助なのかを教えてください。

これに関しては予算関係資料の76ページにあります。危険な空き家というところで限定されている補助金ですけれども、危険な空き家が町内にどれぐらいあるのかということも含め、お伺いしたいと思います。

続きまして、185ページ、近鉄富吉駅エレベーター保守点検委託料に関してですが、近鉄の富吉駅のエレベーターなんですけれども、これは町道扱いだから町が保守点検をしなければいけないのか、分からないので教えてください。

さて最後に、189ページのところ、AEDの借上料が計上されています。この場所を教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは4点ご質問いただきましたので、順にお答えをさせていただきます。

まず、都市緑化事業の補助金というものでございますが、こちらは補助制度としては令和3年度から開始をしておるものでございますが、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接事業として行っておりまして、実質これは町の負担はないような事業となるんですが、実際に建物の屋上ですとか、壁面、駐車場、空地などの緑化を合計で50平米以上、また、15メートル以上の生け垣設置を希望する方に対して補助をさせていただいておるものでございます。

2点目が、空き家除却費の補助金の20万円なのかということについては、上限額が20万円ということで、今年度も20万円を支給をさせていただいております。

続きまして、危険な空き家の件数ということになります。特定空き家になるような危険な空き家でなくても、この補助制度は実際活用することも可能でして、補助申請をしていただく前に判定申請というものを行いまして、一定の点数をクリアすれば補助を差し上げるという制度になっておりますが、実際、認定空き家ということになるような件数としては、今把握はしておりませんが、ゼロということで認識をしておりますが、危険な空き家ということになると、ちょっと少しハードルが下がるのかなということで、実際のところどれだけというのは、今は正直把握していないのが現状となります。

3点目の富吉駅のエレベーターの保守点検のお話になりますが、こちら平成21年、22年に近鉄の富吉駅のバリアフリー化対策事業というものを実施しております。そのときに南側、北側のエレベーターと改札内のエレベーター、あとは改札内の多目的トイレの改修を行っておりますが、その時の近鉄と町との協議の中で、北側のエレベーターについては町が維持管理をすることになったと思われま。

あとAEDのどこに設置してあるかというご質問につきましては、日光川ウォーターパークの管理事務室内、入り口入ってすぐのところに1台設置をしております。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

ここで少し早いようでございますけれども、暫時休憩といたします。

午後1時から再開をいたします。

(午前11時59分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 伊藤俊一君

佐藤茂君より、午前中をもって退席したい旨の申出がありましたので報告をいたします。

それでは、午前に引き続き、7款土木費の質疑を受けます。

○2番 多田陽子君

では、引き続きお願いいたします。

予算書の183ページのまず緑化推進事業補助金についてですが、個人に補助されるということと理解いたしました。

それでは、これは全額なのか、3分の1か、2分の1なのか、こういった補助になるのかを教えてください。

空き家についてなんですけれども、よく不動産業者の方から、蟹江町は土地が全然出てこないという話も聞きます。

最近では、物価高騰で建築に対してもお金がどんどんかかってくるのと同じように、解体作業にもお金がかかってくるのかなというところを考えると、20万円でなく、少し値上げをしての補助もいいのではないかなと思い、このように申し上げました。

町として、まちづくりの方向性が、空き家などをもっとどんどん解体して、新しい家を建ててほしいのかなど、こういった方向性を持っているのかというところがやや分かりづらくて質問させていただきました。

185ページの近鉄富吉駅のエレベーターの保守に関しましては、ここは協議の結果、このように決まっているということで理解しました。

189ページのところのAEDは、日光川ウォーターパークの事務所に置かれているということですが、私の個人的な感覚なんですけれども、AEDは人が集まる場所こそ必要かなと思っておりまして、例えば学戸公園とか、どこが人が集まりやすくて、使われる可能性が高いのかというところを適宜考えながら、適切な場所というのを検討していてもいいのではないかなと思い、申し上げました。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、都市緑化事業につきましては、個人だけではなくて事業者の方も対象となっておりますのでございます。

あと、補助率としましては2分の1ということですので、200万円が上限であれば400万円の事業に対して200万円が補助させていただけるというような内容でございます。

続きまして、空き家の除却費につきましては、本来であれば、空き家の管理というのは所有者自身の方に行っていただくものと認識はしておるんですが、空き家が問題化してきていた中で、令和4年度から、蟹江町では、この補助金制度を創設をいたしました。

現在、県内54の市町村のうち、43の市町村が除却費に対する補助制度を設けております。その43の中で、6割以上の27の市町村が蟹江町と同額の20万円という制度になっております。

ただ、それ以上、最高でいきますと50万円程度の補助をしている自治体も存在するのも事実でございます。

今後、補助金額の増額等々につきましては、町内の空き家の状況ですとか、周辺自治体の状況も見ながら、検討をさせていただきたいなと思っております。

あと、AEDのお話なんですけど、AEDの機器自体がかなり精密なものでありますので、雨が当たると壊れてしまう。あとは、例えば建物の外に設置すると、いたずらだとか、破損だとか、いろんなことが心配されますので、なかなか多田議員がおっしゃったような学戸公園だとかというところで設置するのは難しいのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

まず、AEDの件、理解しました。

私たち議員も講習を受けますけれども、確かにとてもすごい強い電流が流れる機械ですし、ちゃんと適切に扱えなければ意味のないというか、むしろ危険なものなので、これの設置に関しては、とても慎重にならなければならないということは理解できました。

ありがとうございます。

緑化なんですけれども、近年、桜の木がどんどん切られて、桜だけではなくて沿道の木も切られて、蟹江町内でなかなか緑を目にすることが減ってきたように感じてしまいます。

だからこそ、緑化推進事業で、もう少し個人だったり事業者だったりに緑化に協力していただけると、町内がもっと緑豊かなまちになるのではないかなと思い、申し上げました。

空き家ですが、確かにおっしゃるように、個人でやらなければいけないことです。

ただ、もちろん空き家の状況次第というところがあります。町内がどのような状況なのかというところを考えながら、今後も検討を重ねてください。よろしくお願いします。

○6番 飯田雅広君

6番 飯田です。

2点あります。

まず1つ目、185ページの南駅前線整備事業ですけれども、土地購入費が2億707万円計上されておりますが、午前中の答弁の中でも、駅前広場の用地取得が終わるというようなお話

をされていましたが、南駅前線のほうの用地取得のほうはどうなっているのか教えていただきたいです。

2点目ですけれども、ページ数戻りますけれども、183ページの土地区画整理事業ですけれども、今議会の一般質問でもナゴヤ球場の話ありました。私も12月議会で質問させていただきましたけれども、町長は非常に慎重な答弁をされておられましたけれども、実際の募集要項しっかり決まっていないですし、また町長、大風呂敷を広げられる方でもないのも十分分かっておりますので、そのようなご答弁されるのも非常に理解できます。

ただ、町長、できると思ったものに関しては非常に推進力というか爆発力は持って進めておられる方ですので、もしできそうなところでしたら、多分しっかりやっていただけていると思いますので、期待をしておりますが、もしできる、いけるんじゃないかと思った場合に、例えば希望の丘周辺でやろうとしたときに、この土地区画整理事業が始まるわけですので、この始まりながら、もしそういったものが、ナゴヤ球場の誘致が入ってきた場合には、変更とかって可能になるのかをちょっと教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、まずは南駅前線の用地取得についてお答えをさせていただきます。

実際、駅前広場の部分と、南駅前線の部分というのを分離はしてはおりませんが、一応今年度、7年度も4件の方から取得をさせていただきまして、令和7年度末の地権者のベースという取得率としては43.8%ほどまで、面積で言いますと、今年度末をもって43.4%まで上昇をしてきております。

あとは、富吉のお話なんですけれども、ちょっと一般質問の中でもお答えをさせていただいたんですが、当初はやはり今、事業認可をいただく事業計画をもって事業を進めていくということで、住宅地を中心に整備をしていきますよということにはなりますが、例えば地権者の方の意向ですとか、いろんな状況に応じて、全く変えることはゼロではないのかなというふうには思っておりますが、今のところでは、当初の計画どおり事業は進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

この南駅前線と南駅前広場の件ですけれども、令和8年度も土地購入を進めていくというお話でしたので、なかなか難しいかもしれないんですけれども、用地取得後の今後のスケジュール感というか、どれぐらいをめどに整備されていくのかというのをもし分かれば教えてください。

希望の丘周辺の土地区画整理の件ですけれども、私、ちょっと疑問に思っていることが、スタジアムというものが調整区域に建つのか知りたいですね。

今、いろんなところ手挙げられていますけれども、調整区域も多分あると思うんですけれ

ども、そこ手挙げていて、スタジアムって開発許可下りるのかなという疑問に思っていました、ちょうどこの希望の丘ですと、市街化なので建つと思いますし、市街化から横の調整区域の農地の場所、地権者の方のご意向は当然あるので、それは当然なんですけれども、ただドラゴンズの寮ですとか駐車場をとという話をされているので、駐車場や寮ですと市街化、寮だと寄宿舍になるので、開発許可は農地でも下りると思うんですね。そうすると、希望の丘は平米5万弱ですけれども、横の農地入れれば6万平米はいくと、私は思っているので、希望の丘どうですかという話はしたんですけれども、スタジアムって本当に建つんですかね、市街化調整区域に。ちょっとそこを教えてください。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の南駅前線の今後の事業の進捗状況ということで、現在、南駅前線都市計画道路として、町の土地区画事業として県の事業認可をいただいて、今整備をしております。

事業期間としましては、令和4年度に事業認可を取得しまして、令和8年度までを今の計画で事業を進めております。

ただ、今のこの事業の進捗状況、先ほど次長のほうから回答したように、約44%ということで、とても令和8年度中には事業が竣工する見込みはちょっと立たないものですから、事業認可の延伸の変更を行う予定をしております、事業認可そのものが大体ワンスパン5年という形で取得ができます。

ですから、今回変更を行うと、令和9年度から令和13年度という形で事業認可を新たに取ることになるかと思しますので、今後の予定としては、令和13年度を目途に何とか整備が完了するように努めてまいりたいと考えております。

もう一つの開発要件の話だと思いますが、基本的にやはり飯田議員の言われるように、集客施設、いわゆるスタジアムなんかも集客施設の一部には入ると思うんですけれども、そういうものはなかなか市街化調整区域で建設することは非常に難しいです。

ある程度の要件が整うとか、例えば特別な許可がいただけたとか、そういうことがなければなかなか難しいので、そこはまた愛知県との調整にも入ってきますけれども、例えば建てるにあたって、ほかの付随するものを整備するとか、いろんな条件もつく可能性もありますので、基本的には難しいと思っていた方がいいのかなということと、あと調整区域では、先ほど言われたように、寮とか駐車場のほうは整備はできますけれども、本体のスタジアムについては、やはりしっかりと検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

ぜひ、南駅前線、JRの南側の整備のほうはまだまだちょっと時間かかるかもしれないん

ですけれども、できるだけ進めていただけるようにお願いします。

ナゴヤ球場の件に関しましては、スタジアムを建てなきゃいけないというところあると思うんですけれども、やはり本当に調整区域にスタジアム建たないと私は思っていますので、何か県が特別なもので許可を下ろす、ほかの例えば市町村が許可を下ろすとなると、それでもやはり調整区域に工場を建てたいという方いっぱいいらっしゃるし、建てたくても建てられない、自分の土地に家が建てられないという方もいらっしゃる、売りたいけどなかなか売れない、売れますけれども、条件が厳しくてなかなか売れない、そういう方もいらっしゃるので、ドラゴンズだけ特別扱いを県がするというのは、やはり納得はいかないものですから、もし蟹江町がやるというんでしたら、ぜひそういうところはしっかり言っていただきたいなというふうに要望して終わります。

○9番 三浦知将君

9番 新政会の三浦です。

予算書の173ページ、J R蟹江駅自転車駐車場等整備事業についてご質問いたします。

昨年から、こちら大辻跨線橋の撤去工事をされていると思うんですが、今の状況、どのような状況になっているか教えていただきたいです。

○土木農政課長 東方俊樹君

今の現状をお話をさせていただきます。

現在、大辻跨線橋の撤去を2年間をかけてやっていく事業でございますが、こちらに関しまして、まず階段部、今まで自転車駐輪場に接続しておりました階段部の撤去が終わりました。そちらが終わった後、今度、令和8年度にJ Rにかかっている部分の撤去をしながら、支柱を取り壊すことで完了という流れになります。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

ありがとうございます。

今度、撤去工事が終わった後に、自転車駐車場、駐輪場等を整備されていくと思うんですけれども、予算関係資料の56ページに、事業効果に安全・安心な施設に改修されることというふうにされているんですが、具体的にどのような施設に改修するということを想定されているのか教えていただきたいです。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

自転車駐車場の整備を行うことによりまして、今まで無料だったのが有料化されることにはなります。

その中で、今まで維持管理できなかったものがしっかりと管理できるというところが一番のメリットなどではないかなというふうに考えております。

そういった道路上に自転車が出なかったりとか、そういうことで歩行者等にも安全な施設にしながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○9番 三浦知将君

ありがとうございました。

安心・安全な駐輪場のお造りをお願いしたいのと、あとは、これから跨線橋撤去と駐輪場は整備していくんですが、仮にこれ今物価高とか燃料費が高くなっておりますが、当初の見積りと違ってくることが可能性としては高いと思うんですね。

もし変わった場合、向こうが当初の見積りと変わった場合、何かそれに対応するのか、民間だったらちょっとあまりないとは思うんですけども、行政として、町としてどのように対応していくのか教えていただきたいです。

○土木農政課長 東方俊樹君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

確かに物価上昇ということは、今現在も懸念されるところでございますが、J R側とお話する中で、物価高騰もある程度は見ながら、ある程度余裕を持ったところの協定を結んでいるということがございます。

ただ、これがまた変更ということになりますと、また対処をしていかなきゃいけないと思いますので、J Rさんとも話をしながら進めていく、検討していかなきゃいけないなというふうに考えております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

175ページ、資料で57ページですね、道路維持管理事業、中の町内パトロール業務、これについて、年間に、1回につき何時間を年に何回ぐらい行くのかなと、行きますか。

それから、あと、資料の事業効果に軽微な道路補修等を行うとありますけれども、これが年間何件ほどの修理が見込まれておるのか、1件当たり幾らぐらいの金額を見込んでいるのか、これ分かる範囲でいいんですけども、教えてください。

それともう一つが175ページから177ページ、一番上、町道改良、舗装、側溝等新設工事ということで、資料の59ページですね。

温泉通り線歩道改良工事の中の町道改良、舗装、側溝等新設工事の事業費欄がちょっと空欄になっているんですけども、令和8年度の予算額は5,000万円見込まれています。

予算書の29ページの町債の中にも、土木債の中で町道温泉通り線歩道改良事業債として5,000万円が盛り込まれています。

この辺はどういうふうに理解したらいいんでしょうか。

また、事業目的の中に、景観を保ち、事業効果にも、景観保護するとあります。

要は、例の桜の木ですね、桜の木の植え替えも全部ひっくるめて、この事業の中に入っているのか、前たしか聞いたときは桜の木はまた改めてというような話もちらっと聞いたような気がしたんで、その辺ももう一緒にやっていくのか、ちょっと教えてください。

以上です。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

まず、道路パトロールの件ですね。

こちらは、シルバー人材センターさんに委託をしながら、週2回、お二人体制で1日7時間ほどというところでパトロールしていただいているというところですよ。

こちらは、主として、やはり軽微な道路舗装、穴埋め等もお願いをしておるんですが、今、結局現状的には草刈りをしていただくことが多ございます。そうした対応をさせていただいているところが現状です。

あと、もう一つ、温泉通り線のお話だと思うんですが、こちらに景観というところがございまして。こちらの桜の植樹、植え替えということもございまして、この事業の中では、舗装と歩道部分の舗装、側溝等の工事のみというところになっております。

また、桜に関しましては、まちづくりさんの所管となりますので、そちらのほうの予算を取りながら、工事を進めているところでございます。

これ今後、令和7年度が終わりまして、4年間かけて、こちらを整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

(事業費、空欄になっているとの声あり)

すみません、事業費の空欄のところ、こちらの5,000万円全て温泉通り線の工事費となっております。予算の書き方で、すみません、こちら抜けておりますが、こちら全て温泉通り線の工事費というふうになります。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

やはり桜はまた別ということですね、まちづくりのほうですよということですね。分かりました。

それから、次です。187ページ、資料で47ページです。

都市下水路整備事業は、令和8年度として9,700万円が計上されております。

予算書の29ページの土木債の中でも、学戸12号排水路整備事業費として4,870万円が計上されています。これも、資料のほうでは空欄になっています。

現場見ると、工事としてもあともう少しだなという気はするんですけども、これがこの土木債の4,870万円計上されているということは、もうこの令和8年度で完了するという理解でよろしいかどうかということですね、それが1問目。

2問目が、187から189ページあたり、資料の64ページ、公園緑地維持管理費の中ですね。

都市公園等管理委託料2,997万円が計上されていますが、ちょっと細かい話になるんですけども、公園に設置されたトイレの掃除は何費に入ってくるんでしょうか、それがちょっと分からんです。

というのは、公園のトイレが汚れとる、汚い、壊れとるという苦情をちょいちょい聞くので、どんな委託内容になつとるのかなというのを知りたいですね。定期的に掃除されるのか、汚れたという連絡が来たら掃除するのか。

一々それを見に行くのも大変なので、例えば最近の宅配便なんかでよくやる置き配をしたときには、写真を撮って、それをメールで送って、こういう結果ですという結果をお知らせするというそういう効率的な確認なんかして、やはりきちっと終了したという確認作業がされないとなかなか、言っちゃいかんのですけれども、本当にきれいになったのかどうなのかというのは、やりましたよというだけなのかどうなのかというのが気になるところで、通報してくる人から言わせると、水流しただけだがねとか、あまりいい話聞かないんで、その辺できるだけ効率的な確認作業があったほうがいいんじゃないかなと思いますが、それはいかがでしょうか。

それから、もう一点、189ページ、資料の64ページですね。

公園施設長寿命化対策改修事業債、これは3,690万円ですかね。

公園緑地維持管理費が令和8年度予算として1億5,686万円計上されています。

その事業内容に、泉緑地の護岸改修等の継続工事とありますけれども、これも資料のほうの一覧表、これはもうどちらもですか、空欄になっていますね、予算書のほうも空欄になっていますけれども、これはまだ工事が残っているけれども、今年度はやらないということなのか、どんな見通しなのか、これもちょっと教えてください。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、まず土木農政課からは、都市下水路費の件でお答えをさせていただきます。

こちらの水路の改修で計上させていただいている予算でございますが、こちら事業概要にございますように、下水路維持管理、学戸12号排水路、舟入7号排水路の工事が全て含まれ、3つが含まれることになります。

この学戸12号排水路につきましては、6,500万円の予算を取っておりまして、それに伴う起債としまして4,870万円と金額が上がっているところでございます。

あと、令和8年度の完成に向けてしっかり調整していきたいというふうに考えております。以上です。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

すみません、たくさん質問いただきましたので、答弁漏れあれば、またご指摘をお願いいたします。

まず、トイレ掃除というお話ですが、先ほどの2,900万円のほうには、除草ですとか、そういったものの委託になっておりますので、別枠で予算を組ませていただいております。

これ実際シルバーのほうに、そういう清掃は委託をしてやっていただいているもので、回数も、公園の使用状況、利用状況に応じて、週に1回だったり2回だったりというような形で回数を分けて委託をしておるものとなります。

あと、工事の確認というお話だと思いますが、実際、今、住民の方からトイレが壊れているだとかいろいろ通報をいただいた中で修繕はしておるんですが、終わりましたら、当然金額をお支払いしますので、現地のほうを確認をした上で、確認はしてきれいになっているよというようなことは確認をさせていただいておりますが、来年度からは通報システムができますので、そちらのほうでも、公園ですとか道路もそうなんですけれども、壊れているという通報があれば、また対応していきたいなというふうに考えております。

あと、泉緑地の護岸改修については、今、矢板を打つまでは全て終わっておりますが、あとのり面の工事が若干残っておりますので、若干まだ事業のほうは進める予定でおります。

のり面の改修がきれいになりましたら、泉緑地の護岸改修ということは終了ということで、令和8年度をもって終了ということで考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

予算書の177ページの橋梁維持事業です。

今回、中瀬北橋が設計で入っているんですけども、今年度、霞切橋の工事が終わって、結構きれいになったんですけども、実際のうち蟹江町に橋111あって、9個の橋梁橋を改修してかなきゃいけないということで、なぜ今回、中瀬北橋になったのか、その辺の優先順位というか、その辺がありましたらお願いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

橋梁につきましては111橋ございます。

これは、5年に1回の法定点検をもって、その健全度を判定をするというところでございます。

こちら健全度のほうは、「1」から「4」まで、「1」が健全、「4」が緊急措置段階という中の4段階で判定をするわけですけども、そのうちに「3」となる早期措置段階というのが霞切橋を含めた9橋ということになります。

その中で、残りの8橋を、今、霞切橋、今年度終了しまして、残りの8橋の優先度ということなんですが、こちらに関しましては、実際その橋梁の腐食だとか、亀裂、緩みなどを数値化、具体的なその損傷具合の数値を評価点というのを算出しまして、それで優先順位をつけながら行っておりまして、次回は中瀬北橋という順番になるところでございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

全体的な修繕の必要な橋が9つのうち、今年度1つ終わって残り8つで、次に改修工事を行っていくのが中瀬北橋ということで、まだ大分残っているんですね。

この中で、一番、通行止め等も含めたすぐに改善をしなければいけないというのが「4」はないと思うんだけど、ほとんどが「3」ということで、その中で本当、なんで、そこ、今回の橋になったのかなと。まだまだ多分、何か規模もあると思うんですね、長さ等も。多分これから設計、工事、設計、工事と毎年のように続けていくんだと思うんですけども、ちょっとその辺がどこが一番危険なのか、取りあえずは通行はできるけれども、直さないといけないよというぐらいなのかと思うんですけども、その辺含めて再度お願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

私のほうがお答えをさせていただきます。

先ほど課長のほうから答弁があったように、まだ町内には8個の橋梁について、まだちょっと改修を行わないといけないという状況にございまして、先ほどの説明のように、まずこの橋梁点検では4つの区分にまず分けます。その分け方として、まず、「1」が健全、「2」が予防措置、「3」が早期措置段階で、「4」がもう緊急ということで、「4」になればもう通行止めをしなければなりません。

そのうちの「3」が今言った8つということで、なるべく早い時期に何らか対応を取ってほしいよという橋がこの8橋です。

その8橋の中でも優先順位を決めるということで、橋の部材全てについて、点数化をして、点数をつけております。

その点数が、やはり一番重いものについて優先順位をつけており、優先順位を参考にして、いる状況で、ご質問のあるように、いつまでにと言われると、早い時期にとしか言いようがないんですが、まずはやはり町も限られた財政の中で運用していかなければならないのですから、まずは、今出した判定の数値を基に、優先順位を保ちながら、しっかりとできるところから整備はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○7番 板倉浩幸君

いつまでにとすることは本当にめどを、予算規模もあると思うし、まだまだ本当にかかる橋も残っていると思います。

その中で、取りあえずは、先ほど部長からもあった早急に直さないよという通行止めに

なる橋はないのか、ちょっとそこを最終確認さしてください。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

改めてお答えをさせていただきます。

まずは、法に基づく橋梁点検の中で、緊急措置段階という4に該当する橋は、町内にはございません。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、下水道課長、ふるさと振興課長、土木農政課長の退席と、消防長、消防本部総務課長の入場を許可いたします。

入替えのため暫時休憩といたします。

(午後1時37分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時38分)

○議長 伊藤俊一君

続いて、8款消防費、194ページから205ページまでの質疑を受けます。

○5番 山岸美登利君

5番 山岸です。

関係資料が48ページ、49ページ、予算書が197ページから199ページです。

マイナンバーカードを活用した救急業務といたしまして、これ広域情報を一元管理、運用コストの合理化ということで、実証実験が令和7年度に蟹江町消防本部は参加なさったというところで、マイナ救急のシステム手数料と通信料が毎年かかるということで、これ計上がなされております。

そこで伺います。

この実証実験で、マイナ救急の活用というか、利用実績と、それと共同運用化の中で、マイナ救急が使えない場合の標準手順というのは8本部で統一しているのか、例えばカード不携帯だとか、暗証番号の不明、意識不明のケースなど、3点目に、端末配備状況と、指令センター等救急隊双方の通信環境、圏外だったり災害時はどうなっているのか、お聞かせください。

○消防署長 山田悌司君

それでは、実証事業のまず件数についてお知らせいたします。

令和7年の10月から実証事業を開始いたしまして、2月現在までで5件の使用実績がございます。

2点目に、指令の共同運用開始に伴いまして8本部で同じ対応を行っておるかということですが、運用の仕方によりましては各消防本部で決めておりまして、特に8本部で共通して同じということではございません。

引き続き、通信がつながらなかった場合ですが、これはすみません、マイナ救急を使用する場合の通信がつながらないという意味か……分かりました。

マイナ救急というのは、マイナ保険証を利用して情報を取るものですが、これが取れない、通信状況が悪くて取れない場合でありまして、病院を選定するのにその情報が使えないだけで、特に通常使わない場合の救急現場の活動の仕方を行えば、特に問題はございません。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

ありがとうございました。

例えば、保守等、8本部で費用負担の考え方というのは、この49ページに載っている負担金の中に、例えば、オペレーターの方とか、大規模災害はちょっと卓を増やすというような記事も見ましたがけれども、負担金というのはこの中に入っている職員費とかということでしょうか。

というのと、あと、署長お答えいただきまして、町の住民の周知、個人情報の取扱い等もあると思うのですが、その辺の周知、高齢者施設だったり、在宅高齢者単身世帯への説明というのはどのようになさるのかお聞かせください。

○消防本部総務課長 三谷克利君

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、49ページの共同運用負担金、こちらのほうに、先ほどのタブレットの保守が入っているかといったご質問だったと思いますけれども、こちらのほうは、海部地方の消防指令センターの共同運用の負担金のほうは、十四山にありました施設、旧の119番がかかってきて、そこで指令を出したところなんですけれども、そのデジタル無線、そちらの保守の費用、またタブレットの保守ではなく、デジタル無線の保守の費用を負担しているということで、その下の名古屋市のほうに関しましては、新しい指令センターでございますので、令和7年4月1日から運用しておりますが、それまでに整備した指令設備、こちらの保守と維持管理費を支出をしておる負担金でございますので、決してタブレットの保守をしているものではございません。

さらに、タブレットの保守というものは、各消防本部で行うことになっておりますので、もし壊れたりした場合は、消防ごとに対応するというものでございます。

以上でございます。

○消防署長 山田悌司君

次に、住民への周知方法についてをお答えします。

マイナ救急の開始は令和7年の10月でしたが、その以前に町の広報紙にて掲載をさせていただき、さらに町のホームページにも掲載をさせていただいております。

また、宣伝効果が高いと思われるポスター等も、公共施設及び駅、病院の一部、こういったところにポスターを配布させていただいております。

また、役場の住民課、あとは保険医療課付近にチラシ置場のところで、こちらでもお知らせをしております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

よく分かりました。ありがとうございます。

今後のランニングコストというのは、国・県からの補助の見込みというものはあるんでしょうか。

○消防本部総務課長 三谷克利君

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

今後のランニングコスト関係、こちらの補助というものは、今のところ、国のほうからは何も通知がない状況でございます。

ですので、各消防本部ごとで予算化をして支出するということになってございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

私も、197ページのマイナ救急についてちょっと聞きたいんですけども、山岸さん聞いたとおり、蟹江町で令和7年、今の答弁でいくと、10月から始まって、実験が終わって、令和8年度から本格にしていくよということで、5か月で5件の利用しかないんだよね。

それは置いておいて、今回のこのマイナ救急、マイナ保険証、マイナンバーカードを利用したマイナ救急は、基本的にマイナ保険証があると、どんなメリットがあるんですか。ちょっとそこ確認させてください。

○消防署長 山田悌司君

お答えをさせていただきます。

マイナ保険証がありますと、保険証を通じて個人の診療のデータを取り出すわけですが、ここで病院の受診歴や、そこで扱った薬剤、服用したお薬、こういったものの情報、あとは特定健康診断、こういったものの情報も読み取ることができます。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

そうということで、国もポスターもそんなこと書いてあるよね。

実際に、先ほど通信が使えなくなったらどうなるのかと言ったら、マイナカードなしと同

じですよということで、何かそこまで導入するメリットがよく分からないよ。持っていないので余計なのかもしれないけれども。薬の副作用、さっきも昼に非常にしゃべったんだけれども、お薬手帳を持っておれば分かることだし、ほかに代用できるものが、確かに大きい海南病院に運ばれた場合、町医者でかかっていた病歴等が分かったりなんかするのはいいと思うんだけど、あえて救急で確かに意識があって、これって毎回聞くんですか、持っていますかと。その確認と、意識があって、マイナンバーカードを持っているよと見せてくれる人はいると思うし、重症の場合にそんなこと言っとれんよね。その辺の関係というのは、どうなっているのかなと。ちょっと確認させてください。

○消防署長 山田悌司君

お答えいたします。

まず、救急現場に行きまして、議員がおっしゃられたように、問診ができる方に関しては、そのほうが素早く情報を得ることができますので、そこで全ての情報が得られれば、マイナ救急を使用することはありません。

また、重症の方の場合は、マイナ救急を使うに当たっては、本人の同意が必要になります。ですので、まず本人の同意が得られない場合も使用できませんし、意識のない方であると、そこも同意が難しい。

しかし、命に関わるとか時間を争うような急病人の場合には、そこにマイナンバーカードがあれば見ることはできるんですが、基本的にはそれがなくとも早期に医療機関に搬送するというのを常に念頭に置いておりますので、そちらを重視して、使える場合には使う、使えない場合には、早期に病院搬送をするという形で救急隊のほうは活動しております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今答弁あったように、救急の場合で本当一刻を争う場合に、マイナンバーカード持っていますとかそんなこと言っとれんよね、現場としては。正直な話ね。

その辺を含めて、本当に何が大事なのか、ある面いいこともあると思うんだけど、救急争って1秒でも早く病院に運ぶというのをやはり優先に考えて、使える人は使うという方向で考えていただきたいなと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○消防長 竹内 豊君

ちょっと戻りますけれども、山岸先生の質問について、ちょっと補足をさせていただきたいんですけれども、指令の共同運用の8本部との取組と、マイナンバーカードのマイナ救急の取組は全く別のものがございますので、ですから保守云々に関してはこちらの49ページのほうの旧の指令センターと今の名古屋市消防局の指令センターの保守、こちらのほうはマイナ救急とは全く関係ございません。

マイナ救急というのは、総務課長も言いましたけれども、各消防本部ごとに契約というか取り組んでおるものでございますので、任意に。ですので、今やっております8本部の共同運用とマイナ救急というのは別のものというふうにご認識いただければと思います。

板倉先生のほうの取扱いに関しては、先生おっしゃるように、これにこだわって現場滞在が長くなつては、本末転倒ですので、そのようなことは一切運用の中には取り組んでおりません。

ですので、マイナンバーカードが有効利用だというふうに救命士が判断をしたならば、このシステムをフルに活用はいたしますが、これをやることによって、現場滞在が遅延するというような状況であるならば、通常どおりの救急活動をするように、救命士のほうは徹底をしておりますので、マイナ救急をやったことによって患者に不利益を与えるような活動方針は取っておりませんので、それだけちょっと補足をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、8款消防費を終わります。

ここで、消防署長、消防本部総務課長の退席と、図書館長、生涯学習課長、こども福祉課長、教育課長、給食センター所長の入場を許可いたします。

入替えのため暫時休憩といたします。

(午後1時53分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時55分)

○議長 伊藤俊一君

続いて、9款教育費、206ページから261ページまでの質疑を受けます。

○6番 飯田雅広君

6番 飯田です。

まず、学校関係ということで、ちょっとさっきの蟹高跡地のことなんですけれども、野球場あるので、私は既存宅地の建て替えで、野球場あるのでスタジアム建つと思っているので、またちょっと産業建設部長またお調べいただいて教えてください。

よろしくお願いします。

お聞きしたいことは3つあります。

まず、231ページの全国大会出場選手奨励金8万5,000円ですけれども、前年4万円でしたので、増額されているんですけれども、これは以前からずっと要望しておりました小中学生

対象だけだったものを年齢を大人まで全年に広げてくださいというふうに要望していたんですけども、それが広がったということかちょっと確認をさせてください。

2点目、255ページの食育推進事業26万3,000円ですけれども、給食の食育ですけれども、給食の食べ残しですよ、ちょっとその食べ残しというのをずっと気には、私していて、例えば今無償化ということもあるんですけれども、無償化して食べ残しをしていたら本当に意味がないというふうに思っております。

そういった面では、食育でもそういった給食の食べ残しを少しでも減らすようなものをしていただきたいなというふうに思うんですけれども、実際どのようなことをされるのか、本当にこの食べ残しがなくなればこの予算書のこの上にある給食の残菜処理事業の費用も下がると思いますので、食べ残しがないようなことをぜひ進めていただきたいので、その点も含めて、ちょっとどういうふうなことをされるのかお聞きをします。

あともう一点、最後に、211ページの学校ICTの機器借上料とかこのあたりのことなんですけれども、機器借上料で1億7,400万円上がっていますが、一体どのような方針というか、例えば今ウィンドウズベースでやっていると思うんですけれども、基本OSをどうするのかとか、端末をそれによってどういう端末を入れるのかとか、またOSが変わればソフトもアプリも変わっていくと思しますので、今どのようなことを考えていらっしゃるのか教えてください、あわせて、令和7年9月議会で山岸議員が一般質問されましたけれども、古い端末、これの処理に関して、例えばそのレアアースも中に入っていると思いますし、そういった再資源、資源を再資源化するですとか、いろんな個人情報も入っていますので、その辺の処理に関して、他の自治体の実績等を確認しながら信頼できる業者の選定に努めますというようなご答弁あったんですけれども、これから半年たって、予算化もされて、ここはどのように進んでいるのか、お聞きをいたします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

では、私のほうから1点目の全国大会の奨励金のほうについてお話をさせていただきます。

かねてより検討材料とありました全国大会の奨励金なんですけれども、今回この令和8年度4月1日から、小学校・中学校の学生のみでしたが、今回一般の方も町内在住の方全員の対象とすることをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、大会については、全部の全国大会がいいというわけではございませんので、そのほうは今までどおりというところでよろしく願いいたします。

以上です。

○給食センター所長 古賀慎一郎君

失礼いたします。

残食、残菜処理につきましてお答えさせていただきます。

それから、食育推進につきましてお答えさせていただきます。

まず、残食なんですけれども、学校ごとでやはり実は変わっていきたりしております。非常に喫食していただける学校もあれば、やはりちょっと残が多いなという、同じ学年とか、そういったところでも違いが見られます。

今なかなか食べられないものだから、多過ぎる量のものを時間をずっと使って、お昼の時間まで使って食べなさいということはなかなかできないものですから、栄養教諭や先生たちもそういうことはしておりませんので、ちょっとそういったことでないところで進めていくというところであれば、まず栄養教諭が日々学校へ出向いております、時間を使って。

それから、まず給食自体が楽しい時間だよということを分かっていたく、つらい時間ではなくて楽しい時間、おいしい給食をみんなで同じものを食べる、こういったことを培っていただくために、幾つか特別なメニューだったり、機会だったりというのを設けております。食育献立、それからバースデーランチ、お祝い給食、それから先ほど申し上げました栄養教諭による巡回だとか、授業にも参加させていただいております。また、郷土料理を見ていただいて、郷土料理なかなかお口に合うというお子様もいらっしゃる、*「うーん」*というお子様もいらっしゃると思います。そういったものも含めて、でも楽しい時間を過ごすんだよというところがまず一つかと思って、各事業を進めております。

それから、安心安全でおいしいというところを一番最優先にして、本当に学校の中で一番楽しいなと思える時間、心も体も満たせるようなそういった給食の事業を目指しております。

そういった中で、今議員言われましたとおり、残菜というのも減っていければ、おのずと色々な処理のメンテナンスなんかもうちょっと容易になっていくのかなとは考えております。

以上でございます。

○教育課長 兼岩英樹君

すみません。借上げの関係のICTの関係でございます。

ウィンドウズのOSなんですけれども、今はまず2つの業者のほうで検討しております。

また、端末につきましても、また、今、学校の先生方に体験していただいて対応している状況でございます。

OSのアプリにつきましても、子供たち、先生方の使いやすい学習ソフトを今検討している最終段階のところでございます。

また、廃棄処理についてでございますが、こちらのほうにつきましても、廃棄業者の選定につきまして、いろいろ検討しているところでございます。また、そちらのほうにつきましても、今後進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

全国大会の奨励金に関しましては、本当に大人の方がバレーボールとかを周辺の自治体の

方と一緒にやられて、全国大会に出られるんだとしても、あま市は出るけれども、蟹江町は出ないのとかということを言われたりもしていたので、このずっと要望していて、大人の方も出るようになったということで本当にありがとうございます。

食育、食べ残しに関してですけれども、本当に栄養のバランスを考えた結果、作った献立を残すですとか本当にもったいないなというふうに思います。

ただ、私もこんなことを言っていますけれども、中学生の頃は牛乳を全く飲んでいなかったです。嫌いだから飲めなかったので、ただミルメークがあると飲めるとかそういうこともあるもんですから、今なかなか食べ残しを減らすというのも難しいと思うんですよね、今までのやり方だと。

ですので、難しいとは思いますが、例えばもう牛乳飲めない子は自分からミルメーク持っていくとか、小学生や中学生がどうか分からないですけれども、例えばキムチがあればご飯食べれるよとかであれば、もう自分で持っていくとか、何かもう違う角度で食べ残しを減らすようなことをしていただきたいなと思います。

無償化して、食べ残しがあるのは本当に意味がないと、私はずっと思っていますので、ぜひ食べ残しがないようなことをいろんな角度から進めていただきたいと思うんですけれども、そのあたりどうでしょうか。一度ご答弁いただきたいです。

あと、ICTのことですけれども、今のご答弁ですと、まだなかなかちょっと最終的に決まっていないというようなお話でしたので、また早いうちに進めていただきたいなと思います。

ただ、今回予算にこうやって出てきているんですけれども、我々の民生教育常任委員会でも、所管事務調査でこのICTのこともやっておりますので、予算が出てくる前に所管事務でやっているの、ぜひその委員会に少し何かしらお声がけとかをしていただきたいなというふうに思います。

今回の全員協議会でも、総務建設常任委員会の委員の方からラインのことで、所管事務で取り組んでいるけれども、全然委員会に一言もなくってちょっとというお話もあったので、ぜひこの件に関しても、我々委員会やっておりますので、ぜひできれば予算に載る前に今の進捗状況でもいいから、事前に委員会に教えていただけたらなというふうには思っておりますので、その辺いかがでしょうか。

○給食センター所長 古賀慎一郎君

失礼します。ありがとうございます。

ミルメークだとか、あとキムチだとか、あとふりかけだとか、おうちから持って行って食べれるようになると、確かにいいなとも思います。

おうちのものを持って行って、ちょっとそのときに給食でお子さんが食べるというのは、なかなかちょっとハードル高いのかなとは思いますが、お子様が喜ぶメニューというのは把

握しております。

ただ、お子様に人気のあるメニュー、献立だけでは、どうしても栄養バランスが取れないのかなというところで、実は栄養教諭もいろいろ頭を悩ましておりまして、毎日残食量と今日はよく食べたね、今日は少ないねということを非常にきめ細かく考えております。

今、飯田議員からいろいろそういう残食へのご心配いただきましたことをまた伝えまして、またセンターとして、あと学校の先生方も、どういった方策が一番残食が減っていくのか、そういったことを皆でちょっと考えながら進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

他にありませんか。

○教育課長 兼岩英樹君

すみません、また所管事務について報告をしてほしいということですので、またこちらのほうも、教育課のほうでちょっと検討して進めていければと思っております。

以上です。

○教育部次長 舘林久美君

それでは、ちょっと補足をさせていただきます。

GIGAのご心配いろいろしていただいております。ありがとうございます。

ただ、どの端末にしていくか、どのソフトにしていくかというところは、やはり授業者であります教員主導で行っているというのが実際のところでございますので、やはり今もう端末を複数ちょっと用意させていただいて、デモ機なんですけれども、それを学校現場に投げしております。それが、子供たちにとってどちらが使いやすいかというふうな選定を進めているところですので、やはり、先生方にお伝えするというのは、事後の報告になってしまうのかなとちょっと思っております。大変申し訳ございません。

以上です。

○1番 武藤くるみ君

1番、武藤です。

お願いします。

予算書の219ページ、227ページ、資料のほうの38ページのアジア・フレンドシップ事業という新規事業のことについてお尋ねさせていただきます。

これは、事業概要として、小中学校において児童生徒が異文化理解を深め、アジア諸国との交流につながる学習等を実施するというふうに書いてありますけれども、ちょっと詳しく教えていただきたいなということと、あと教育にどのように反映されるのかということと、あと、小学校では50万円、中学校では20万円の補助金が出ていますけれども、それはどのように使用されるのかということをお伺いいたします。お願いします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありましたことについて、お答えさせていただきます。

まず、目的としまして、アジア諸国の文化、そういったものを学ぶということでございます。

児童生徒、そういった方にアジアの国の文化をいろいろ知っていただいて、アジア大会を盛り上げていくというのが趣旨だと考えております。

次に、金額でございます。

各学校、上限が10万円ということで、県のほうからの補助の対象となっております。

ただ、この10万円というのも、上限が10万円ということですので、利用する金額によって変わってくるかと思えます。

以上でございます。

○教育部次長 館林久美君

先ほどの回答に少し補足をさせていただきます。

今申し上げたとおり、1校当たり10万円の県からの補助が出てまいります。

これは、かかった分10万円が頭打ちで出されるものなんですけれども、例えばどんな事業がいいかというところ、これ去年からもう早いところ、先行のところだと去年からもう実施している市町もございまして、例えば、アジア諸国の食文化に触れるというところで、給食の時間にそういったメニューを出したりというところもあるんですけれども、今うちのほうがこれ学校のほうにお任せして何ができるかというふうに投げてありますので、学校によってやるやらないというのは出てくるかと思えます。

今うちが把握しているのは、ボッチャの観戦に行く。アジアパラリンピックのほうのボッチャの観戦に行くという学校が1校あります。

もう一つは、蟹江北中学校になるんですけれども、代表選手がおりますので、その応援にその学年で出向くというようなことを聞いております。

以上でございます。

○1番 武藤くるみ君

ありがとうございます。

やはり子供たちにとってよい機会ですので、ぜひ子供たちの学びの場につなげていただきたいと思いますようお願いしまして、終わります。

ありがとうございました。

○5番 山岸美登利君

5番 山岸です。

小学校の給食費無償化について、お尋ねします。

せんだっての議会質問で町長もご答弁いただきました、メモリましたけれども、再度確認

をさせていただきたいと思います。

無償化に伴い、不登校児童等も、ご答弁いただきましたけれども、長期欠席者、また不登校児童、また町外学校に通っている児童、また特別支援学校を含みますけれども、この方々の対応、町の対応はどのようなか、お聞かせください。

また、給食費、国・県2分の1補填というところで、基準額を超える分についての町の対応をお聞かせください。

○給食センター所長 古賀慎一郎君

失礼いたします。

令和8年度からの、まず小学校給食費ですが、保護者負担につきまして無償とさせていただく予定であります。

今お話ございました、まず不登校の関係ですが、不登校の対応というのが全く学校へ来ていない子、それからたまに来る子など、対応は様々かと思います。

環境として、いつ学校へ登校しても、喫食していただけるような環境もまた必要かと考えております。

一方、全く学校へ来ていないので、その部分はどうなのかというご意見もあるかと存じております。

国のほうでも、いろんな事例などを集約しまして、こちらへまたいろんな要請連絡が来ることとなっておりますかと存じております。

引き続き、どのように、学校来ていただけない子、給食をツールにまた来ていただくというのが一つのきっかけであろうかと思いますが、ちょっと何が一番最善なのかというのは、またこれからの課題とさせていただきたいと思っております。

それから、特別支援でございますが、特別支援学校の小学部に関しましては、県立であれば県の支援となります。

また、中学校に関しましては、今回、市町村立学校への無償化の対応ということで、現状まだ今回の予算には載せておりません。また、引き続き、そちらに関しましても、再度研究させていただきたいと思っております。

また、町外の町立でない小中学校へお進みの方でございますが、今回の無償化に関しまして、公立学校への支援ということで、国からの支援を受けることとなっております。そういった観点から、町外の施設、学校へ通われる方というのは今回は対象としておりません。

また、引き続き、様々なちょっと事例を確認しながら、どのようにしていくのが一番最良なのかというのを考えさせていただきたいと思っております。

それから、給食費に関してですが、小学校に関しまして、給食費、今300円、令和7年度300円だったものが330円を予定しております。中学校に関しましては、340円を370円ということで想定をしております。

その内訳につきましては、300円、国からの負担軽減交付金が月額5,200円掛ける11月分支援されるんですが、これを1食単価で換算しますと、おおよそ300円になります。

そういった観点から、300円をその交付金を充てさせていただきまして、残り30円に関しましてを公費負担ということで進めさせていただきたいと考えております。

こちらの30円に関しましては、地方創生臨時交付金を充てることができればなど今検討しております。

同じように、中学校370円のうちの30円を公費負担とさせていただきたいと、同額の公費負担とさせていただきたいと考えております。

こちらに関しましても、臨時交付金を充てることができればと考えております。

またさらに、中学生の保護者負担340円になる部分、こちらに関しましても、令和8年度地方創生臨時交付金の活用を今検討しておるところでございます。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

ありがとうございます。

この無償化に伴い、今後の町の方向性といまして、予算決算の枠組みで一元化を管理していくのか、この公会計化にするかどうかというのは、ご検討はどのようになさるのかちょっとお聞かせください。

○給食センター所長 古賀慎一郎君

失礼いたします。

まず、給食費に関しましてですが、まず給食に伴う支出として賄材料費、これ歳出に計上しております。

それから、皆様方からいただいております給食費、こちらを歳入、一般会計の歳入で計上しております。

それによりまして、歳入、歳出に関しましては、一般会計組み入れておるところでございます。

今後、保護者負担という部分がなくなれば、そちらの歳入というのはなくなりますが、臨時交付金等とか、あといわゆる無償化と呼ばれる給食費負担軽減交付金、こちらを歳入として計上する予定でございます。それを歳出の賄材料費に充てるという想定でございます。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

分かりました。ありがとうございます。

ちょっともう一点なんですが、最後に、予算書211ページの英語検定料補助金、町ホームページにもあります中学生への英語検定料が2,000円補助と出てございます。

町の方のご要望で、これ高校生まで拡充のお考えはないか、ちょっとお聞かせください。

ちょっと要望です。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

今、英語検定なんですが、一応町としては、中学生を対象としております。

今、言われたとおり高校生とか、そちらのほうを幅広げたいということなんですが、またこちらのほうは予算も関係してきますので、今後考え、検討していきたいと思います。

以上でございます。

○3番 志治市義君

小学校のことについてお尋ねをしたいと思います。

算数セット、今までは個人で買っておりましたが、今年度8年度から貸与という形になったと聞いております。

これは、予算はどこに入っていますか、219ページの備品購入費の中でしょうか。値段はどれぐらいでしょうか。それから、何セット購入のご予定でしょうか。そして、これ1、2年で使うと思うので、来年度も当然また買うということになるのでしょうか、お教えてください。

○教育課長 兼岩英樹君

まず初めに、どちらのほうに予算のどこかというところですが、219ページですね、予算書の。小学校の教育振興費、需用費の消耗品費の002の副読本等というところに盛り込まれております。

次に、何セットということですが、これ280セット今年度購入しております。

値段につきましては、98万円、1人当たり税込みで3,500円程度となります。

来年度につきましても、こちらのほうは継続してやっていきたいなと考えております。

以上です。

○3番 志治市義君

ありがとうございました。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

山岸議員が給食について、また代表質問でも聞きましたけれども、ちょっと整理させてください。

予算書では、さっき言ったみたいに、さっきの山岸議員からもあった、251ページの学校給食です。

先ほどの答弁でいくと、代表質問のときにも、30円値上げをしますということで、今まで小学校で300円、中学校で340円を30円ずつ値上げをして、330円、中学校で370円ですね。

それで、その間、その値上げした分の330円のうちの30円を公費負担、300円分については、

小学校に限り、今回の国と県の交付金を使って、トータル小学校については完全の無償化に、保護者負担がいただかないよということですね。

中学校について、340円が370円になって、実質、中学校については30円の補助だと、保護者負担、今までだと70円補助していますよね。270円が340円に保護者負担になる計算になっちゃうんですけれども、それでその見解でいいのか、ちょっと確認してください。それぞれの小学校・中学校の保護者負担の金額等をお願いしたいと思います。

○給食センター所長 古賀慎一郎君

失礼します。

給食費に関してでございます。

まず、小学校に関しまして、議員おっしゃられましたとおり、まず300円が令和8年度330円、その内訳ですが、300円、令和7年度まで、今、令和7年度の3月ですが、300円のうち230円を保護者負担とさせていただいております。

それで、300円と230円の差額70円が公費負担でございます。実質、この中で、町の負担と、あと臨時交付金を使った公費負担でございます。

それから、中学校340円、令和7年度3月末は340円ですが、こちらを令和8年度370円に改定させていただきたいと考えております。

340円のまず内訳でございますが、270円が保護者負担、それから、70円が町の公費負担及び臨時交付金を使ったものでございます。

8年度に関しましては、小学校300円が330円とさせていただきまして、300円に関しましては、給食費軽減負担交付金、こちら実際は県費として県から町はお金をいただくことには形としてなるんですけれども、こちらが300円、それから30円部分を公費負担とさせていただく予定でございます。

中学校の370円につきましては、おっしゃられましたとおり、まず340円、こちらを保護者負担とさせていただき、同額の30円、こちらが公費負担となります。

中学生に関しましては、340円の保護者負担を臨時交付金で充当させていただければと、現状進めております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今の答弁で大体分かったんですけれども、小学校についても、取りあえず令和8年度は基準5,200円で11か月出るんですけれども、それを割ってくると、1食当たり、昔、前は1食幾らだったとはっきり分かっただけけれども、月幾らか、大体1食300円の補助が出てくるということで、実質330円のうち30円は公費負担で、中学校に関しては、都合、国の地方創生臨時交付金も活用しながら、100円の公費負担をして、現状の270円ということですね。違いますか。

○給食センター所長 古賀慎一郎君

失礼いたします。

中学生に関しましてですが、令和8年度、340円が保護者負担、それから30円が公費負担の部分でございます。

340円の保護者負担の部分に関しまして、臨時交付金を充当することを考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

ということは、そのまま地方創生臨時交付金だね、いわゆる。それをあてがって、あてがわないと、実質値上げになっちゃうのか、中学校に関しては値上げになっちゃうということですね。

ちょっとそこを最後、次長、お願いします。次長のほうがいいのかそんなわけではないけれども、まとめてください。

○教育部次長 舘林久美君

板倉議員のご理解のとおりでございます。

実質の値上げというのは、そもそも小学校も中学校も実質の値上げです。300円が330円になります、それは小学校です。中学校も340円が370円に、1食単価としては、それぞれ30円ずつの値上げになります。

それで、これまで、270円という中学校の保護者負担金があった。それと比較すると、今回のうちがお示しする保護者負担金は340円なんだけれども、それを重点支援交付金でみる算段を今していますよということで、ちょっと混乱をさせてしまっているんですけども、これまで270円だったものに対して、従来からずっと、平成27年から15円、30円と徐々に公費負担をさせていただいております。

その中で、保護者負担の270円というものは、ずっと触らずにいたんですけども、今回、令和6年度、7年度については、物価高騰というところで、恒久的な30円に合わせて上乘せをして、さらに40円を足させていただいて、70円の公費負担という形でずっと行ってきたんですけども、今回、国や県の補助で小学校が無償化になるといったところで、一旦その考えをちょっとリセットさせていただきまして、従来の保護者負担金が、ごめんなさい、ちょっと説明が上手にできなくなっちゃったんですけども、270円だったものを本当は270円は340円でしたよというところにちょっと切り替えていただけると分かりやすいのかなと思います。

そこから、30円足した370円になりましたというのが中学校の負担金になります。

小学校と同額の30円を町の負担金でもって補助をさせていただきますので、残る部分の340円というのが本来の保護者負担金に中学校についてはなっていきます。

なので、実質にはちょっと大きな差が出た給食単価になってしまうんですけども、それ

では、急にやはり激変してしまう保護者に少し歩み寄る形で、重点支援交付金で、今年度につきましては、全額補助ができないかなというところで、今進めているところでございます。すみません、ちょっと分かりづらくて申し訳ありません。

○9番 三浦知将君

9番 新政会 三浦です。

では、2つ質問ございます。

まず、予算書の227ページ、中学校施設整備事業、工事請負費と予算がついているんですが、こちらの575万3,000円の予算はどのような工事になるのでしょうか。

もう一つが、257ページ、学校体育施設開放事業のうちの工事請負費、蟹江中学校夜間照明設備撤去工事となっていますが、こちらは、中学校の照明、ナイター施設の照明を撤去してもう使うことというか、ないのでしょうか。お願いします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました請負工事費の内容でございます。

こちらにつきましては、各学校についての改修工事費となります。

中学校2校から上がってきた修繕箇所の工事の費用となりますので、それぞれの学校の工事費です。

すみません。

以上でございます。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

私のほうからは、学校体育施設のほうの夜間照明のほうについてお答えさせていただきます。

こちらは、蟹江中学校に現在設置されております夜間照明の5基になるかと思います。

5基につきまして、少し前にこの5基の支柱の点検をいたしました。そのところ、2本の支柱にちょっと少し剥離があるというところが分かりまして、それとともに、設置から何十年か相当な年数たっておりますので、老朽化していること、またLED等も含めまして、多額な費用がかかりますこと、もうそもそも全部を踏まえまして、一旦これを撤去するという形を取らせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

ありがとうございました。

まず、中学校の施設整備事業の工事請負について、修繕の依頼をいただいているということなんですが、これはどういった内容になるか、また教えていただきたいです。

あとは、照明設備の撤去工事についても、これはいつからやって、どのぐらい、どの時間帯にやるのかとか、どのぐらいかかるのかとか、何かあれば教えていただきたいです。

○教育課長 兼岩英樹君

各中学校の工事についてですが、まず蟹江北中学校につきましては、職員室の空調設備の工事、また北門の改修工事、蟹江中学校につきましては、職員室のトイレの改修工事等となっております。あと、エレベーターの工事のほうも含んでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

工事の期間とかですけれども、一応まずこれ学校の施設でありますので、学校との調整が必要かと思われまます。

撤去には特殊な車も入ってまいりますので、グラウンド等の使用も関係ありますので、ちょっと調整して行いますけれども、やはり数か月かかる。全部撤去するには、1か月、2か月というところがかかかりますので、そこだけが使われないところを想定をしております。現在では想定しております。

以上です。

○9番 三浦知将君

それでは、各工事の校舎の修繕と工事についての内容分かりました。ありがとうございます。

夜間照明設備についてなんですが、先ほど乖離しているということなんですけれども、現時点で危険性とかそういったものはないんですかね。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

そこで早急に撤去しなきゃいけない、早急に倒れるということはございません。

○2番 多田陽子君

2番 多田です。

2点お伺いします。

235ページ、希望の丘広場管理運営事業について、まずお伺いします。

こちらなんですが、秋に教育施設としての利用の制限が外れたんじゃないかなと思うんですが、ただ、この予算書を見てみると、例年と同じような運営を今後もしていく、来年度はしていくと理解したんですけれども、できるかできないかということでお伺いしたいんですが、この希望の丘広場を管理業務委託をしたりとか、指定管理にかけたりとか、また、生涯学習課から別の課に管理を変えるというんですかね、そういうことが可能なのかということをお教えいただきたいです。

もう一点、241ページ、図書に関してお伺いします。

図書館の図書等の購入費用は723万円に対して、中学では56万円、小学校では156万円の予算が計上されています。

この根拠となるのはどういったところにあるのかをお教えください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

希望の丘広場の指定管理等ができないかというところにおきましては、当面の間、今この防災教育施設で行うところになっておるかと思っておりますので、指定用途は切れたと思えますけれども、当面の間は防災教育施設のほうで行っていくと、この先ちょっとこの防災教育施設となるかどうかというところは、全庁的なところでまた検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○図書館長 寺本章人君

先ほどの多田議員のほうの質問ですが、図書のほうの備品購入費、図書のほうでございます。こちらのほうにつきましては、実質的な計画という意味で言いますと、一般書で言いますと、十進分類法に伴う総記から参考図書、そういったものを含め、プラス児童書といったものを例年おおむねの冊数、購入冊数のほうを検討させていただいております。その中で、予算立てをさせております。

また、図書の備品の中には、それに併せまして、視聴覚資料、DVDであったり、CDのほうも併せて購入するような形になっております。

その中で、毎年毎年細かな1冊当たりの単価というのは、きっちりと出ているものではございませんが、人気のある小説であったりとか、いわゆる本屋大賞になったもの、それから、学術的な資料となるものといったものを総合的に収集するために、購入するように予算立てをしております。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

ありがとうございます。

では、希望の丘広場に関し……

ごめんなさい。すみません。

○教育部次長 舘林久美君

すみません。

学校のほうの蔵書数のところなんですけれども、各学校に、学校はクラス数に応じて、理想の蔵書数というのがあるんですけれども、うちのほうもこれを目標に予算立てはするんですけれども、GIGAのときと同じでして、やはり学校が使う予算というのは、学校からの要望をいただいて、それが可能かどうかというところでうちのほうは判断をして予算計上をさせていただいております。

ですので、学校によって、小学校ですと156万1,000円という数字が上がっていると思うんですけれども、小学校5校あるから5で割ると30万かというわけでもないんです。やはり学校によって、50万円を要望しているところ、10万円しか要望してこないところ、様々ですの

で、それは学校の要望に応じた予算立てをしております。

以上です。

○2番 多田陽子君

ありがとうございます。

まず、希望の丘広場に関しては、私も、野球場とかスタジアムができたらとても面白いだろうなとは思っているんですが、あの広場をととてもすばらしい場所だと、あの広場だからこそ、使い勝手がよくて楽しいという声もありまして、だからこそもっともっと活用していく、それこそ富吉南の開発にもつながっていくことにもなるのではないかと思いますので、来年度はもちろんですが、今後どのように活用していけばいいかということも話し合っていたいただければと思います。

続いて、この図書の件ですが、今回皆さんもご存じかと思うんですけども、学校司書を配置してほしいという請願がありました。

その請願者の思いとしましては、学校図書室の中に図書の入替えというのがなかなかうまくいっていないのではないかと、とても古い本があつて、これは子供たちに望んでいる本なのかというところに疑問を感じたところから始まったようです。

そういったところもあり、数字で見ても図書館と比べると大分低いなというところを疑問を感じましたので、述べさせていただきましたが、学校からの要望となりましたら、もうそのとおりなんだろうなと思いますので、先生方の言うことがきっと子供たちの思いだろうなと思います。ありがとうございました。

○6番 飯田雅広君

私も、図書館管理費ですけども、241ページの先ほどの図書等ですけども、毎回毎回申し上げて本当に申し訳ないんですけども、やはり平和町の図書館も非常に人気だと聞いております。なぜかというとなら4分の1が漫画だと。

やはり今、図書、本離れという時代ですし、図書館も恐らく同じ方がずっと利用しているんじゃないかなと思います。

新しい人を呼び込むには、やはり新しいものが必要だと思いますし、そういった面で漫画をもっと入れてほしいなと思います。

今の答弁ですと、全然今年も漫画は入らないだろうなと思うんですけども、やはり漫画とアニメは日本の文化だと私はずっと言ってきました。昨日も夜寝る前に寝ようと思ったけれども、進撃の巨人が見たくなって、Netflixで見ました。

ですので、もう本当にやはり漫画があることによって、人が、小中学生ぜひ来てほしいです、図書館に。それで、本に触れて、字の本を読むきっかけになるためにも漫画を入れてほしいと、ぜひ思いますので、またその辺を前向きにご検討いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○図書館長 寺本章人君

先ほどの飯田議員からの要望ということで、毎年度毎年度お話のほうは伺っております。

図書館としまして、何も考えていないわけではなく、近隣の自治体の状況であったりとか、図書館の状況を考えております。

その上で、いわゆる議員もご存じのとおり、今、蟹江町の図書館にあるのは学習漫画、偉人伝記である漫画といったものとか、あと児童向けになるんですけども、ひみつシリーズみたいな、子供たちが入りやすい、疑問に思っているという、入りやすいものについては、本を導入してっております。

先ほど飯田議員がおっしゃられた、一般、娯楽漫画という言い方をすると失礼かもしれませんが、いわゆる皆さんが通るような本というのも、近隣の図書館のほうでも導入をしているという実績のほうは、今年度調べさせていただきました。

ただ、それを入れることによって、新たなお客さんが増える、それによって今までの既存のお客さんとの利用者とのいわゆる共存共栄というのか、そういったものも図らなければならない。

それから、今、図書館、ありがたいことに本かなりの冊数を蔵書させていただいております。新たな本をまた置く場所、蔵書する場所というのを検討していかなければなりませんので、いろいろなものを懸念されるものを検討しつつ、それで、さらに利用者促進ができるような形という意味でも、漫画の導入というのも一つの契機にしたいという思いはございますので、今後また検討させていただきたいと思いますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、9款教育費を終わります。

10款公債費、11款予備費、262ページから265ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で議案第16号「令和8年度蟹江町一般会計予算」の質疑を終結いたします。

ここで、図書館長、生涯学習課長、こども福祉課長、教育課長、給食センター所長の退席と、上下水道部次長兼水道課長、下水道課長、健康推進課長、介護福祉課長、保険医療課長の入場を許可いたします。

入替えのため暫時休憩といたします。

(午後2時46分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時48分)

○議長 伊藤俊一君

日程第3 議案第17号「令和8年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページ数は、280ページから327ページです。

歳入歳出ともに一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

国民健康保険特別会計ですけれども、今回、予算書のというわけではないんですけれども、診療報酬がこの6月から、介護も含めて、介護もそうですし、障がい者も、診療報酬が6月から僅かですけれども、引上げが行われます。

この点について、この改定の影響で医療費の給付費というのは、まずどのようになっているのか、国保ですけれども、お願いします。

○保険医療課長 山田尚徳君

ただいま板倉議員から質問のありました診療報酬の改定についての影響についてお答えさせていただきます。

診療報酬の改定が令和8年度にあるということで、うちの全体の被保険者も減っていくという中で、診療報酬も上がるというところで、被保険者の減りの幅のほうが大きいのかというところで、給付費の予算を立てさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

そうなんですよ、医療費がそんな変わっていないもので、なぜかなと思って、今の答弁でいくと、若干診療報酬が上がるんだけど、その分被保険者の減少で、大体とんとんぐらいかなという予算立てをしたということですよ。

もう一点、確認です。

予算書の中に、314ページにあります、今、愛知県に国保が移管して、国保が移管したんじゃないな、愛知県に事業費の納付金を納めることになっているんですけれども、医療費の給付金、今までだと後期・介護があって、皆さんご存じのとおり、314ページに子ども・子育て支援納付金分というのが新たに追加されております。

ただ、この追加なんですけれども、目的は、子育て支援に使っていく、今回の一時保育とかそういうものに使っていくことだとなっているんですけれども、蟹江町で、国保の運営協議会では説明があったんですけれども、まだ蟹江町、条例改正していないんですよ。

それなのに、見込んで予算化している、県に納付金を納めなきゃいけないという事情もあ

と思うんですけれども、その点について、それでいい予算なのか、お願いします。

○保険医療課長 山田尚徳君

まだ子ども・子育て支援金の条例改正は済んでいないのに予算計上しているというところで、矛盾があるのではないかという質問なんですけれども、先ほど板倉議員も言われたように、子ども・子育て支援金制度というのは、子育て世帯を支える新しい仕組みとして、全世代、全経済主体に医療保険の保険料と併せて、令和8年度から徴収するものということで、令和6年の子ども・子育て支援法等の改正で決まったものでございます。

それに伴いまして、愛知県から子ども・子育て支援金も含めた、確定した納付金の額や、また標準保険税率も示されており、確定した納付金は必ず支払わなければならないものというところで、歳出予算として、まず計上しました。

まず、歳出予算として計上すると、歳入も当然必要になってきますので、その財源となる歳入である子ども・子育て支援金分も今、県が予定しておる、県が示した標準税率があるんですけれども、それに近い数値で町が予定している税率で算定して、令和8年度の当初予算として計上させていただきました。

また、議員も先ほど言われたように、国保の運営協議会でも、子ども・子育て支援金に係る納付金や、町が予定している税率だったり、条例改正時期が6月になるよということについても、報告し、承認いただいたところでございます。

あと、条例改正なんですけれども、子ども・子育て支援金制度に関する内容も含んだ、地方税法の施行令なんですけれども、その改正、賦課限度額だったり、軽減判定、そこで子ども・子育て支援金の条例の全てが確定するということでもありますので、その改正が例年どおり年度末というところになりますので、この内容を踏まえて、国保条例に関する改正は6月議会へ提案することになったものでございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今、子ども・子育て支援金の内訳等を話してくれました。

歳出に上がっているのに、歳入には保険料からまだ条例改正していないので、仮で上げているんですね。

それが本当にいいのかということなんですけれども、本来だったら、3月議会、この議会で間に合うように、条例改正して予算立てをしたほうが本来だったらよかったのかなと思ってしまいます。

民生部長に最後、その辺の関係、ほかの自治体がどうなのかということも含めて、やはりせっかく運営協議会2月に行ったんなら間に合ったんじゃないかなとも思うし、ちょっとその点について最後お願いします。

○民生部長 不破生美君

ご質問いただきました件、私どももかなりうちのほうで、中で検討させていただきました。

ただ、先ほど課長が申しましたとおり、地方税法の関係がございまして、年度末に賦課限度額などいろいろな関係がございしますので、軽減判定などもございしますので、そこで一緒にという形で最終的に落ち着いたんでございます。

ただし、議員のおっしゃられるように、予算化とそれから条例の改正というのは、本来であれば、一緒に上程させていただくのが一番すっきり分かりやすくなるのかなとは思っておりますが、他の自治体の状況も、3月議会のほうに条例を上程したところがあれば、やはりうちと同じように、本算定がもう少し後ということがございますので、6月議会、3月ではなくて次の議会にというところもございしますので、それぞれの市町村のやり方があるんだと思います。

今回といたしましては、取りあえず、取りあえずというのも何なんですけれども、やはり国のほうの制度として、子ども・子育て支援金の導入というのは、国のほうで決まっておる改正でございましたので、自治体におきましても適切に運営、それから徴収執行するためにも、する義務がございします。

ですので、予算化で事業の枠組みを一旦計上させていただいて、中身の詳細につきまして、条例のほうにつきましては、6月にしっかりと正式なもので、正確なものでお出しをさせていただきますと思いますので、またそのときにご審議いただければと思います。

取りあえず今回の予算化につきましては、大きな枠組みだと思っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で議案第17号「令和8年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第4 議案第18号「令和8年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページ数は、334ページから347ページであります。

歳入歳出ともに一括で質疑を受け付けます。

質疑は1人3回までといたします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で議案第18号「令和8年度蟹江町土地取得特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第5 議案第19号「令和8年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、350ページから387ページです。

歳入歳出ともに一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

○7番 板倉浩幸君

それでは、介護でお聞きをいたします。

まず、1点目として、356ページに保険料が介護保険料の第1号被保険者保険料があります。

前年予算額より、本年、令和8年度の予算額が1億円増えているんですけども、ちょうど今、第9期の最後の年度なんですけれども、被保険者が増えての影響なのか、その辺、若干、保険料自体がアップしているのか、ちょっとその内訳をお願いします、まず。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました第1号被保険者の保険料の歳入が上がっている件についてお答えをさせていただきます。

この介護保険料の予算につきましては、保険給付費等の予算に対して法で定められた負担割合に応じて計上しておりますので、保険給付費の予算額の増加として増えているものでありまして、第1号被保険者の数は大きく増えているものではございません。

実際の介護保険料につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、第9期の介護保険事業計画、令和6年度から8年度の3年間の給付費等の見込みや、第1号被保険者の数の見込みや、介護保険準備基金取崩し等により算出しているものであり、問題ないと考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

保険料については、そのような考えで、第9期の段階で大体このぐらいということで、あと、じゃ逆に今、先ほども答弁あったように、保険給付費、これは通常どうしても、保険給付費なので、増えていくのは当然ですよ、利用者が増えていく、そういうことで。

先ほど国保でもちょっと若干聞いたんですけども、介護の報酬も上がります。

これについて、保険料の財源の支出も増えるが介護保険料をなぶるわけじゃないので、その辺というのは、やはり加味した保険給付になっているのかをお願いします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました給付費の見込みにつきましてお答えをさせていただきます。

今の第9期の介護保険事業計画を策定する際に、国のほうからも、物価や賃金の動向を踏まえて余裕を持った保険料設定を検討するようにとの事務連絡が発出されておりまして、物価高、賃金の引上げによる急激な介護給付費の増加等、不測の事態に備えることにより、安

定的に財政運営を行っていくことが重要であると、国のほうから示されております。

この通知に基づきまして、町においても、物価高騰と賃金の引上げを見据えた給付費の見込みを立てておりまして、その給付費を基にした保険料の基準額を設定させていただいております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

そういうことで、第9期のときに決めるときにもう引上げがありますよということが分かっている、給付費についてはそれぐらいは見込んで設定したということだね。

そうしてくると、実際に介護報酬、これからもっと上がってくるのかちょっと分かんないですけれども、逆に給付費が突出して増えちゃいました、要は、歳入より増えちゃいました、その場合って事情は分かっているけれども、あえて聞くんですけれども、そういう場合というのはどうしていくんですか。

○介護福祉課長 松井智恵子君

予測よりも給付費が増えた歳出が過大になった場合ということではよろしいでしょうか。

その場合は、介護給付費準備基金を取崩しましてご提案をさせていただく予定でおりますので、お願いいたします。

○7番 板倉浩幸君

準備基金、今までもたくさん、たくさんとあえて言うけれども、第9期の間にある程度崩して、保険料設定100円、基準額で減らしたんですけれども、万が一足りんかったらもっと基金、もうちょっと基金入れて、対応する。それでも足りない場合は、もう仕方がなく県にお願いして安定化基金借りるしかないんですよ。返済はしてかなきゃいけないんですけれども、第10期で。そういうことになってきますよね。

その辺が安定化基金借りるまでもなると思うと大変だと思うので、じゃ今年、令和8年度、が第9期の最後です。あっという間にもう2年たって、3年の1期が終わっちゃうんですけれども、じゃ実際に第10期が今後どうなっていくかというのは、本当にまたもうまだ1年あるというわけでもないと思うので、ぜひとも本当その辺のバランス、介護予防も含めて、前から介護予防を何で介護事業でやるんだということも、僕も言っていますけれども、給付費をいかに抑えていくか、でも使いたいときにちゃんと介護を利用するという、本当いい介護保険制度だと思いますので、僕も。

その辺を加味して、第10期に対して、現時点で、まだ何も考えていないのかもしれませんがけれども、思いをあらわしたらお願いして、終わります。

○介護福祉課長 松井智恵子君

議員のおっしゃるとおり、令和8年度、第10期計画のほう策定してまいりますけれども、基準額の算定の仕方は、今までどおりでございますので、ただし、昨今の物価高騰や人件費

の上昇というのは、ちょっと予測がつかないところで大変難しい状況かなと思っておりますけれども、国からの通知を注視しながら、先ほどおっしゃられました介護予防だとか、給付の適正化に努めながら、被保険者の皆様に対して、過度な保険料負担にならないように、審議会の委員の皆様とともに、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で議案第19号「令和8年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第6 議案第20号「令和8年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページ数は、392ページから401ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で、議案第20号「令和8年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第7 議案第21号「令和8年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、404ページから423ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、議案第21号「令和8年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第8 議案第22号「令和8年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

○7番 板倉浩幸君

水道事業です。

まず、いろいろ代表質問でも、水道については改定の話も出ましたけれども、今回の予算書を見ても、まだそこまで少なからず純利益もあって、剰余金もまだあるんですけれども、そういうことも踏まえてちょっとお聞きしていきます。

まず、予算書で確認していきたいのか、26ページに営業費用のところで原水及び浄水費ということで、本年度予定額が載っております。

これ県水の買取り分も含め、受水が入っているんですけれども、昨年と比べて730万円、実質令和8年度に、来月4月に県水がトータル的に4円上がって、トータル6円引き上げられますよね。

それを見込んで予算化をしたのか、その割には、若干何か少ないかなと思ってしまうんですけれども、それについてお願いしたいのと、同じく、収入の部のほうで、じゃ水道料金自体、予算化どうしたのかなと思ったら、水道料金24ページに収益的収入と支出の明細書あるんですけれども、ご存じのとおり蟹江町6期分で2か月に一遍検針であります。有収水量がそんなに変わっていないのに、6期だけ上がっているんですよ。

これ多分、今、水道料金改定の審議会が行われている最中で、今月トータル4回行って、3回終わって、今月に最終やって、町長にこうなります、お願いしますということで多分言ってきて、6月議会に、町長も6月議会にちょっとお願いしたいかなということなんですけれども、先ほどの国保とそうなんですけれども、これを加味しても、水道料金の設定の予算化をしているということでよろしいでしょうか。

まずその2点お願いします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

それでは、ただいまご質問のありましたことにお答えさせていただきます。

まず、受水費の件でございますが、支出としまして、水道事業費用、項でいうと営業費用、目で原水及び浄水費としましては、前年度に比べまして730万円の増という形となっております。

1枚おめくりをいただきますと、受水費、節のほうがございます。こちらが実際の県水に対する見込みでございます。前年度に比べまして、料金改定を踏まえて約1,500万円ほどの増額ということで、予算のほうを計上させていただいております。

続きまして、収入につきましてですが、水道事業は独立採算を基本とする公営企業でございまして、持続的に事業運営を確保するために、収入と支出の均衡を図ることが重要であるということは認識しております。

その中で、新年度予算につきましては、水道事業の持続的な運営を見据えた計上見通しを基に編成したものでございます。

これは、現在、検討もしております水道料金の見直しを前提とした収支見通しを基に予算

を編成させていただいたところでございます。

先ほど議員も言われましたとおり、現在審議会で審議していただきまして、今月末に答申をいただいた上で、新年度の議会のほうに、実際は条例改正のほうを上程させていただく予定でございます。その中で、審議の中で、議会の中で、改正案等をご判断していただくものと考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

そういうことで、水道料金の見直し等も含めた予算化をしているということです。

決算がどうだということになってくると思うんですけども、じゃ実際に、今、先ほども答弁あったように審議会が開催されて、条例改正のお願いをせざるを得ないということになってきて、じゃ実際に答えられたらいいんですけども、町民に対して、今のところどんなスケジュールでいて、見直し等を含めて、答弁できるか、まだ審議中なのでできないのか、その辺、まだちょっと審議中なのでできないならできないでもいいですけども、ちょっとその辺含めて、再度お願いします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

今のご質問でございますが、実際に料金改定につきましては、条例を上程させていただいて、もし可決されれば、当然ながら周知ですとかPR等が必要で、少なくとも最低半年ぐらいは必要であると考えております。

ですから、あくまで最短でいくと、例えば新年度6月議会に上程した上で、半年ぐらいの期間を猶予置きますと令和9年の2月ぐらいに実際に料金の改定という形になるのではという想定で動いております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

ということで、さっきの予算でも水道料金で6期目、ちょうど2月検針だよな。そのときに引き上げる、多分今のところはそんな感じで予算書見ても分かると思います。

水道料金については、本当、当初僕も議員になった頃は見ていても、もうかっていた、もうかっていたと言っちゃいけないけれども、繰越金、収益的収入もあったし、毎年毎年剰余金も積み立てられて、10億円以上も毎年どんどんトータル10億円以上増やしてきた中で、今の、特に決算見てもそうなんですけれども、厳しくなってきたというのは決算書を見てもよく分かります。

そんな中で、水道料金をどうしていくかということで、本当に安心安全な水道ということで、一番命に関わる基ですので、料金が本当に適正に、前から言うように、使った分だけの水道料金、そういう検討もしているみたいですけども、そういうことを含めて、周知徹底もしながら、多分また今度は水道料金まで値上がりかとまた言われる可能性も十分大かなと

思いますけれども、その辺含めてよく審議、あと経費の見直しもやはり進めて、今のままで本当にいいのか、減らせるものは、一般会計でも総務部長も言ったように本当見直しして、要らない、要らないというわけじゃないけれども、見直し含めて、水道事業自体も本気で、今まで考えていないわけじゃないと思うけれども、再度そういうことも含めて、町民に納得していただける提案をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

上下水道部長も最後ですので、最後の仕事で水道料金の見直しを含めて考えもあるかと思っていますので、ちょっと最後に答弁お願いしちゃって、終わりたいと思います。

○上下水道部長 伊藤和光君

ご指名を受けましたので、私のほうからご答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、水道、命に関わるものでございます。なくてはならない水道水でございますので、長期いろんなことの計画を踏まえて十分審議して、この料金体制のほうも今検討している段階でございます。

皆様のほうに十分な理解を得ながら、水道事業のほう進めてまいりたいと思いますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、議案第22号「令和8年度蟹江町水道事業会計予算」の質疑を終結をいたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第9 議案第23号「令和8年度蟹江町下水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

○7番 板倉浩幸君

引き続き、下水道です。

下水道、大分工事も進んで、ようやくというか、学戸新田処理分区で平安一丁目から二丁目が工事が、今年、面整備で来年度で接続となってくるところです。

今後、西之森、中瀬台も含めていって、大海用の土地開発も含めた面整備になってくると思うんですけれども、今のところ、下水道事業自体も、大体都市部は完了する見込みですね。

今後、下水道事業をどこまで広げていくのか。大体、アクションプランもあると思いますけれども、国の交付金の限度も近づいてくる中で、最終的にどこまで進めるめどを取っているのか、その辺お願いします。

○下水道課長 北條寿文君

今後の整備方針ということで今ご質問いただきました。

今触れていただきましたとおり、来年度は平安一丁目、二丁目、そして海山から佐屋川東地区を、ここの開削工事を行う予定でございます。

そうなりますと、令和9年度、令和10年度、今3か年の実施計画ベースでお話を申し上げますが、令和9年度、令和10年度の2か年度をかけまして、今、中瀬台地区の整備を予定しております。

それ以外には、また並行して、富吉南地区の区画整理の進捗に合わせた整備、そしてまた今の温泉通りから佐屋川の東側、ちょうどバローのスーパーがあるような周辺一帯になりますけれども、あの辺り、そしてあとは今西の三丁目、ここが残る市街化区域の中での未整備地区となってまいります。

3か年の中では、今申し上げた中瀬台のところまでの計画が、ある程度詳細設計まで終えているところでございますが、残りのところはその先の数年のところでは事業計画、そして予算のほうも調整しながら執り行っていくこととなりますので、その整備が大体見えてきたところで、下水道の都市計画、いわゆる都市計画と下水道の全体計画、これを見直すというところで、その先の調整区域まで及んでいくのかどうか、その検討がその時点でなされると思いますので、今の時点で、ここまでということは申し上げ難いということだけご理解いただきたいと思います。市街化区域については、今申し上げたとおりの計画状況でございます。

○7番 板倉浩幸君

令和11年、3か年計画で、市街化区域が大体終わって、あと残り、まだ計画はそこまではないので詳しいことは言えない、言えないじゃない、ないですというのが事実かな。ちょっとその辺はそうだと思います。

下水については、そういうことで、市街化、本当に平安地区、特に温泉街なんかは人口密集地なのに何で来ないかと当初不思議に思ったところあって、温水管からガス管、いろんなものがあって、本当に最後に、最後と言っちゃいけないけれども、ほぼ最後のほうになってきた事業で、この11年で大体ほぼ面整備が終わるような感じだと思います。

そこも含めて、そこで一旦、次の計画でちょこっとずつ進めるのか、区切りをつけるのか、その辺が大きな判断かなと思います。

その辺も含めて、まず市街化を整備を進めて、大海用も含めて富吉南地域へやっていっていただきたいなと思いますので、お願いして、下水についてはこれで終わりたいと思います。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、議案第23号「令和8年度蟹江町下水道事業会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 伊藤俊一君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

(午後 3 時27分)